

令和7年第2回川西町 議会定例会会議録

令和7年6月6日 金曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 遠藤明子

出席議員（12名）

1番 船山千鶴君	2番 鈴木孝之君
3番 寒河江寿樹君	4番 渡部秀一君
5番 寒河江司君	6番 吉村徹君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 高橋輝行君
12番 遠藤明子君	13番 鈴木幸廣君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 茂木晶君	副町長 島貫啓一君
教育長 片倉和之君	総務課長 有坂強志君
企画財政課長 坂野成昭君	政策推進課長 色摩良一君
会計管理者・税務会計課長 鈴木玄君	住民課長 大河原孝如君
福祉介護課長 梶山由美君	健康子育て課長 近祐子君
農林課長 大友勝治君	商工観光課長 安部博之君
地域整備課長 中山宗隆君	教育文化課長 前山律雄君
監査委員 鳴貫榮次君	企画財政課長補佐（財政担当）石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優徳

事務局長補佐 竹田 紀子

主 任 高橋 知希

議事日程 (第 2 号)

令和 7 年 6 月 6 日 金曜日 午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 一般質問

1. 吉村 徹君
2. 橋本 欣一君
3. 鈴木 孝之君
4. 高橋 輝行君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めております。

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の吉村 徹君は質問席にお着きください。

吉村 徹君。

(6番 吉村 徹君 登壇)

○6番 6番吉村です。

改めまして、おはようございます。今議会、トップバッターの一般質問となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長に通告のとおり質問いたします。

初めに、本町の介護事業についてお伺いいたします。

報道によれば、全国的に介護事業所の休廃業、解散、倒産が相次いでいる状況にあり、そのうち訪問介護事業所については過去最多となっており、2024年6月末現在、訪問介護の事業所がゼロの自治体は97町村、1か所しかない自治体は277市町村であり、全国の約1,700の自治体のうち、4分の1に当たる374の自治体で、在宅介護の基盤が消失するか、その瀬戸際にあると報じられておりますが、本町における訪問介護事業所の状況、事業内容についてはどのように捉えられているかお伺いいたします。

休廃業、解散、倒産の原因として、政府による2024年度の訪問介護基本報酬の引下げがあると言われているが、本町事業所での報酬引下げによる介護支援に対する影響はないかについてお伺いいたします。

次に、地域おこし協力隊事業についてお伺いいたします。

総務省による地域おこし協力隊事業については、平成21年から開始され16年目となるわけですが、本町においても開始当初から、まちおこしや移住・定住に向けて、これまで多くの地域おこし協力隊の隊員の方を受け入れてきましたが、本町において3年の任期後に定住、就職、起業されている状況についてはどのようにになっているか。今年度についても、新たに4名の地域おこし協力隊を受け入れながらのまちづくりに向けた取組となるわけですが、これまでになかった取組について、2名の隊員の方がまちづくりナビゲーターとしての活動を行っていくとありますが、どのような取組となるのかお伺いいたします。

総務省によれば、地域おこし協力隊事業については、今後とも様々な地域における課題の解決に向けた取組とともに、財政支援を含めての事業推進について検討されていくようであり、今後とも、本町の課題である移住・定住や少子高齢化などの問題解決のための取組として進めていくべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

最後になりますが、令和6年3月議会において一般質問いたしましたが、本町山林所有者に対するバイオマス発電業者による山林売買について、その後、山林所有権の売買が進められており、本町としてどのような状況となっているか把握されているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長茂木 晶君。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、本町の介護事業について、訪問介護事業所についてですが、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられることを目指す地域包括ケアシステムにおいて、訪問介護は在宅生活を支える重要な役割を担っております。

厚生労働省が公表した全国の訪問介護事業所一覧によりますと、令和6年12月末現在、山形県内において、訪問介護事業所がない自治体は4町村、1か所のみの自治体は12市町村となっております。本町所在の訪問介護事業所は、川西町社会福祉協議会1か所になりますが、本町における訪問介護サービスについては、置賜管内の複数の事業所よりサービス提供を受けており、安定的にサービスが提供されております。引き続きサービス提供が維持されるよ

う、国・県の動向を注視し、各事業所と連携を強化しながら訪問介護の需要に対応してまいります。

次に、訪問介護基本報酬引下げによる影響についてであります、議員ご指摘のとおり、令和6年の改定により訪問介護の基本報酬は約2%引き下げられましたが、処遇改善加算については最大24.5%の加算が取得できる設定となっております。本町の訪問介護事業者である社会福祉協議会については、サービス利用者数の着実な増加と職員の処遇改善加算を有効に取得することにより、訪問介護事業は良好な運営状況であります。また、本町では、町内の福祉・介護施設等の運営に関する支援として、令和4年から令和6年まで物価高騰対策支援金の支給を行っております。今後も事業所の状況を注視しながら、引き続き支援に努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊事業について、任期終了後の本町の定住等の状況についてであります、本町では、平成23年から地域おこし協力隊の受入れを行っており、本日時点までに累計35名の隊員が活動しております。そのうち任期が終了した隊員は31名であり、引き続き町内に定住している人数は11名、定住率は35.5%となっており、任期後に定住した隊員の状況につきましては、就農やデザイン業としての起業が4名、農業法人や町内外の企業への就職が6名、協議会等の団体勤務が1名となっております。

次に、今年度着任する隊員の取組についてであります、今年度は農業研修生1名、町立図書館・遅筆堂文庫研究員1名、まちづくりナビゲーター2名を新たに受け入れ、合計4名の隊員がおののの分野で活動しております。まちづくりナビゲーターに委嘱した2人の隊員につきましては、これまで置賜地域2か所で交流の場を創設し、人と人とをつなぐ活動などを実践してきたところであります、本町での活動においても、これまでの経験やスキルを生かしながら交流の場の創設やにぎわいづくり、さらには新たな関係人口の創出を期待しているところであります。

具体的な活動といたしましては、SNS等により町や地域の状況、活動内容等を発信・PRしながら、起業を希望する方やイベントを開催したい方のサポートをはじめ、人材を求める町内企業、団体等と移住希望者のマッチング、空き家の利活用など幅広く活動していただき、住民、地域、企業、行政など、まちづくりのステークホルダーのつなぎ役として地域の活性化に取り組んでいただきます。

次に、今後のまちづくりにおける地域おこし協力隊の活用についてであります、総務省の方針にもあるとおり、地域おこし協力隊事業は、人口減少や少子高齢化、労働力不足とい

った全国共通の課題に対して、地域の担い手を確保し、持続可能な地域づくりを推進するための極めて重要な取組であると考えております。本町においても、これまで35名の隊員を受け入れ、そのうち11名が町内に定住するなど、一定の成果を上げてまいりました。特に企業や地域団体との連携により新たな価値を生み出している事例も見られ、地域社会に対する波及効果も確実に現れています。継続して、隊員の柔軟な活動を通じ、単なるサポート役ではなく、多様な関係者と共に地域の担い手として未来をつくる存在となれるよう支援してまいります。

今後も、川西町の魅力発信はもとより、活動しやすいサポートの充実を図りながら、新たな隊員の確保に努めるとともに、隊員が十二分にスキルを発揮し、「人が生きるまち」を実現するため、地域おこし協力隊制度を活用した移住・定住の促進、地域経済の活性化、少子高齢化対策等に取り組んでまいります。

次に、バイオマス発電業者による山林売買について、本町における売買状況の把握についてであります。議員ご指摘の山林所有者と民間事業者との山林売買は、山形県水資源保全条例により、水資源保全地域における土地取引等は事前届出が必要であり、届出があった場合には県から町へ意見照会があるため、町でも取引状況を把握しております。また、森林の立ち木を伐採する場合は、森林法第10条の8第1項の規定により、町に対し伐採及び伐採後の造林の届出書を提出することとなっており、先ほど申し上げました水資源保全地域における土地取引等の県からの意見照会と併せて状況を確認しております。

山林売買については、所有者と事業者間の取引となり、事業者が計画どおり伐採と植林を繰り返しながら山林を適切に維持することとなります。町としては、立ち木伐採時における誤伐や利用目的変更により地域に影響が出ないよう、県からの照会に対し、県が指導監督することを求める内容の回答を提出しております。また、地元住民の方や地権者の方からお問合せ等があった場合、町が保有している情報を共有してまいりたいと考えております。この件につきましては、今後とも置賜管内市町はもとより、県関係部署とも情報共有や連携を図り、適切に対応してまいります。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 それでは、最初に、介護保険の関係で若干再質問させていただきますが、私たちもなかなか介護保険制度について大変難しくて理解に苦しむところがあると。その中で働く職員の方も大変な思いをしながら仕事をしていらっしゃるのかなと思うわけですが、初め

に、本町においては、介護認定を受けて在宅サービスを受けられている町民の方々は何名ぐらいいらっしゃるのかな。それについては、前段、次期介護保険事業計画に向けてのアンケート調査が行われたわけですが、その中の対象者について、一般の高齢者と在宅の要介護認定者の方を対象に行われているという状況ですが、その折に要介護認定者の方が600件となっておりまして、そうすると、認定されている方が600件以上の方がいらっしゃるのかどうか、地区内についてお伺いを最初にいたします。

○議長 答弁できますか。

梶山福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

認定者につきましてであります、今、手元に令和6年3月末の人数をお示しさせていただきたいと思います。総数で982名としております。

以上でございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ありがとうございます。この間、資料を頂いたアンケート調査の結果によると、こういう状況あったものですから、600人以上の方がいらっしゃるなんていうことを確認したかったので、982名ということで、1,000名ぐらいの方が介護認定受けて現在いらっしゃるということであります。

その中で、また第8期の介護保険の事業計画の中で、たしかその当時は日常生活圏内の訪問介護福祉施設については2か所となっていたと思います。具体的には社会福祉協議会とJAおきたま、この2か所でその当時は訪問介護が行われていたと思うんですが、現在、このJAおきたまさんの事業は継続されているのかなくなっているのか、分かっていればお知らせいただきたい。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げました1か所というのが社会福祉協議会でございますが、所在で区切りましたので、今、議員おっしゃっていただいたJAさんも、現在も運営をしていただいております。サービス提供をいただいております。ただ、所在と区切りましたので、JAさんの現在の所在、住所地が米沢市となっておりましたので、その点で区切らせていただいたところでございます。

以上です。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ありがとうございます。なので、もしかすると事業から撤退されたのかなと思って心配したところがありましたけれども、引き続き行っているということで安泰しておりますが、あと、町長の答弁書の中で、結局、社会福祉協議会のほかに置賜管内各サービス事業所から提供を受けているということありますけれども、これについては何か所ぐらいあるんでしょうか。今言われた農協さんなんかも含められると思うんですが、できれば教えていただければと思います。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

社会福祉協議会さんのはかに、今現在、主な利用事業所としてガイドブックなどにも載せているのは9件ございます。長井市、南陽市であったりということで事業所さんがございます。

以上です。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ですと、社会福祉協議会のはかに9件の事業所によって、982名の在宅介護は万全に行われているという認識でよろしいでしょうか。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

月でいいますと約100件ほどの、切取りでいいますと利用者数がございますが、その方々のサービス提供について支障のないようにされているというふうな認識でございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 それと、介護事業所の状況は、町長の答弁によりますと、社会福祉協議会も順調な経営状況であるということで安泰しているわけでありますけれども、ただ、訪問介護の場合は移動する自動車とかに対する燃料なんかが支給されていないことがあるのかなと思いますが、こういったところ、社会福祉協議会さんなんか車で移動するときの交通費の状況なんかはどのように対応されているのかなとお伺いしたいと思います。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

訪問介護の費用というのも介護保険の中で賄われておりますし、介護報酬の中で全て賄うというような認識でございます。ですので、訪問の中では移動距離であったり、山間部それ

から平野部では大分移動距離が違います。おのずとガソリン代というのも違ってくるということ、これについては、直結して利用回数にも響いてくるというようなことで、先ほどありました置賜管内、いろんなところの事業所さんご利用させていただいているというのは、町内がこの立地で、周りに事業所さんが囲まれているということから、近いところの事業所さんをおのずと利用して、移動距離であったり、そういったことをクリアするというふうな形でやっております。ですので、社会福祉協議会さんでも町内全域を網羅できるかというと、なかなか、先ほど議員おっしゃっていただいた移動距離というようなところもありますので、すみ分けといいますか、その辺のコーディネートは各利用者さんのケアマネジャーがしていると。そのご自宅から利用しやすいところの事業所を使うというようなことでやつておりますので、すみません、ちょっとずれてしましましたけれども、そういった、町内でもすみ分けをしているというようなところでやっていると思っております。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ありがとうございます。今言われるように、9か所ある業者が近くから利用されるような状況になっているということで、そういった経費の縮小も図りながら取り組んでいらっしゃるんだなということは分かりましたが、今回、2024年に行われた昨年度の報酬改定と、今回の全国的には交通費は出ないという国の政策になっているようでありまして、廃業に追い込まれている業者というのは、そういった交通費とか、利用上の値下げで結局廃業に追い込まれているという状況があるということが報告されているようありますので、そういった意味でちょっと心配していたところですが、本町では、そういった意味では十分な訪問介護の状況にはあるということは理解されたわけありますけれども、訪問介護を受けるについて、認定する手順が私は分からぬものですから、どのような、ケアマネジャーさんとか何とかさんっていろいろいらっしゃるわけですが、どういう手順で認定を受けて訪問介護を受けられるのか、もし分かればお伺いしたいと思います。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まず初めに、ご家族であったりご本人であったりというようなことで、介護保険の必要性を感じた方がご相談に参ります。それをお受けするのが、町の地域包括支援センターであったり町の福祉の窓口でその相談をお受けいたします。そして、介護申請という形で申請をいただきまして、その後、町に介護認定の調査員という方を設置しておりますので、調査員さんがその方のところに伺って、体の状況であったり認知機能の状況であったり、そういった

ものを確認させていただく。それから必要な介護のサービスといいますか、何に困っていて、どんなものが必要かなんていうことも聞き取りしながら、介護認定調査というものを行います。その後、介護認定審査会にかかるというような形になります。そのときには、調査員が調査した結果と、かかりつけ医から医師の意見書というものを頂きまして、それを基に介護認定審査委員が認定するというところの手順になっております。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長 吉村 徹君。

○6番 それで審査を受けて介護を受け入れてくるわけですけれども、そういった訪問介護サービスを受けるに当たっての自己負担というのはどんな感じになるんでしょうか。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

介護の認定度により利用の量が違ってまいりますけれども、そのうちの1割が利用者の負担というような形になります。

以上です。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ということは、認定受けて、自己負担というかは1割になると。いろんなサービスがあるわけですけれども、大体全て通し入れて1割ぐらいで訪問介護を受けられるということでおろしいんでしょうか。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 先ほど1割と言いつてしまいまして申し訳ございません。所得に応じてでございましたが、大多数の方が1割、それから2割負担、3割負担の方もおられました。申し訳ありません。失礼いたしました。

○議長 吉村 徹君。

○6番 収入に応じたり、家族の関係でいろんな税金とかの同じような等級の格好になると、やっぱりそういう形で自己負担は当然出てくるということになっているわけでありますけれども、ちなみに、そういったことで分からぬものですからお聞きしたんですが、こういった介護、その用語がなかなか難しくてわからなかつたんですが、訪問介護と訪問看護っていうサービスもあるんですよね。訪問看護サービスも社会福祉協議会で行っているんでしょうか。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

訪問看護のほうは医療の分野でございまして、町内ですと湖山病院さんのはうで行っています。

以上です。

○議長 吉村 徹君。

○6番 この間チラシ頂いて見たら、訪問看護ステーションレント南陽サテライトというところで、ここで訪問看護を行っていますということで、こんな困り事ありませんかということチラシにかかっているんですが、これを見ると、子供から大人まで、医療を含む訪問看護、看護だからでしょうが、有料で行っていますということで、これも介護認定を受ければ受けられるという制度だと思うんですが、これは町としては、こういうものに対しての窓口としてはなっていないんでしょうか。

○議長 答弁大丈夫ですか。

近健康子育て課長。

○健康子育て課長 医療の分野ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

訪問看護につきましては、町というよりも、医療機関のほうからの連絡がありますので、町が関わるというような形ではないというように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 吉村 徹君に申し上げます。通告内容が介護ですので、医療については通告外となりますので、よろしくお願ひします。

吉村 徹君。

○6番 失礼しました。ですが、町で出している、介護保険で利用できる主なサービスという中に訪問看護というのも掲げてあったので、これも含めて一緒に介護認定受けるという立場でいえば一緒のものかなと思って質問させていただきました、よろしく。ということは、町が関わらない、そういった地域医療、医療機関がやっているということの理解でよろしいんですね。分かりました。

ただ、これについても、介護の認定を受ける必要があるので、それは訪問看護を受けようとする方が認定を病院等で受けるという流れになるのかなと思いますが、そういう理解でよろしいんですよね。町のあれには訪問看護って書いていますよね。介護保険で利用できる主なサービスというお知らせの中には訪問看護という項目もあるものですから、これを町でやっているのかなと思ったところであります。もしあれでしたら、後でよろしくお知らせいた

だきたいと思います。

それで、介護関係は最後になりますけれども、今後ますます団塊の世代の高齢者の問題が深刻になってきているわけでして、そういう高齢化社会に向けての、この前、町で取った介護のあれですね、川西町介護保険事業計画の第9期に向けたアンケートなんかの集約を受けて、今後、町としてはどのように介護事業を継続していくかというふうに考えていらっしゃるかお願いしたいなと思います。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

介護保険の運営の内容というのは、介護保険事業計画、今、議員おっしゃっていただいたような3年スパンの計画に基づいて実施しております。今年度は3年の真ん中の年になつてございますので、現在の第9期の計画を精査しながら進んでいくというようなことで認識しております。

以上です。

○議長 吉村 徹君。

○6番 誠に私も団塊の世代の最後の年齢でありますので、今後、介護についてはお世話にならなくちゃいけないという状況がありますので、そういう意味では、しっかりと計画を組んでいただきて、安心して老後が暮らせるようにしていただければというふうに思うところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、地域おこし協力隊についてでありますけれども、地域おこし協力隊、本当に本町にとっては移住・定住あるいは商工上の観点ですばらしい成果を上げてきているんではないかなというふうに思っているわけでありますが、こういった地域おこし協力隊の活動に要する経費については、どのようにになっているのかお知らせいただきたいと思います。

○議長 安部商工観光課長。

○商工観光課長 地域おこし協力隊の活動に関する経費でございますが、こちらにつきましては国の交付税の措置になっておりまして、10分の10以内の額ということで支援がございます。交付金額につきましては、お一人の協力隊員当たり431万円を上限としておりまして、内訳につきましては、協力隊員の賃金、社会保険料等、さらには住宅賃借する際の経費であるとか、車の借り上げであるとか、あと事務費等々がこの中に含まれていてるのでございます。

以上でございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 今年度も農業研修生の方1名いらっしゃって、東沢のほうに着任されるというふうにお伺いしているんですが、あと遅筆堂文庫であったりナビゲーターということなんですが、支払いといいますか、私、当センター長していたときの地域おこし協力隊は、町で給料、報酬を払ってということであったんですが、私の後の館長のときには、センターがお金を頂いて、そこに給料を支払うというような状況になっているんですが、今もそういう状況になっているんですか。

○議長 安部課長。

○商工観光課長 現在の地域おこし協力隊の雇用でございますけれども、町で直接会計年度任用職員として雇用していた時期もございましたが、現在では、議員おっしゃいますとおり、各団体に雇用していただきながら、そちらに町として委託金としてお支払いさせていただいているような状況でございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ということは、農業法人なら農業法人、受けたところにお渡しして、そこから給料を払う、経費も払うという認識でいいわけですが、全体的には地域おこし協力隊に関わる経費については、先ほどあれでしたっけ、550万でしたっけか、町に入ってくるお金としては。すみません。

○議長 安部課長。

○商工観光課長 地域おこし協力隊の交付金の交付要綱では、お一人当たり431万円を上限としているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 あと、そのうち350万円を上限に報酬ということで、350万が地域おこし協力隊の給料の上限ということで、この中から支払われているということでよろしいでしょうか。

○議長 安部課長。

○商工観光課長 議員、今おっしゃいましたとおり、こちら上限の中で協力隊の賃金、報酬であるとか、あと生活に要する経費などもこちらに含まれているものでございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 その辺、受け入れるほうの団体で、結局、きちんと町としては指導していると思うんですが、一応要綱であれば上限がということがあるので下限もあるということだと思いますが、そういったことで、そういった隊員の方が安心して生活できる補助を行っていくんだと思っていますけれども、本町においては、町長の答弁によりますと、定着率といいますか、

本町に定着されている方が、これまで着任された方が31名であり、現在本町に定住されている方が11名ということで、本当にうちの近所にも、農業で起業して頑張っていらっしゃる方がいらっしゃるわけでありますが、定住率が35.5%という数は、できればもう少し上げていくべきではないのかなと考えております。というのは、令和6年度の総務省の調査の中で、山形県でも定住率66.7%というふうになっております。考えてみると、川西町の定住率が36%前後となりますと、せっかくのこういう、本町に来て活動していただいて、ここにしっかりと身を下ろしていただくという、町の支援なりそういう対策が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 議員ご指摘のとおりでありますと、川西の定住率が35.5%、県が66.7%、全国もたしか50%ぐらいだったと思います。それに比べると川西の状況というのは今まで低かったものと私自身も捉えておりまして、定住率を上げていくには、3年間の期間の中で、しっかりと4年目以降のことを考えた上で、町としても支援をしていかなければなりませんし、4年目以降、どういうふうに生活していくのかというのを考えてもらいながら取り組んでいただきたいなと思います。今までそれがなかったわけではないんですけども、ちゃんと移住・定住という目的にしている地域おこし協力隊という事業ですので、本来の目的を達成できるように、パーセンテージを上げるように町としても精いっぱい取り組んでいきたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ぜひそういった取組、そして受け入れる地方自治体に対しても総務省から300万の支援金というかがたしかあると思うんですよね、その募集をするための。そういった費用を使いながら募集も行いながら、定住できる方策も考えていくということが、財政的にはそういう形での裏づけとなっているのかどうかについてお伺いしたい。

○議長 安部課長。

○商工観光課長 総務省の支援をいただきながら、本町といたしましては、スキルアップ支援ということで、任期3年の間に、例えば資格の取得であったり、あと研修を、自己推薦の経費であったりという支援を行ってございますし、さらには起業支援といたしまして、任期2年目から任期終了後1年以内でありますが、例えば土地建物の賃貸借であるとか、あとマケティングに要する経費であるとか、こういうものの支援、さらには任期後の1年目になりますけれども、こちらも例えば土地建物賃貸借、設備・備品等の購入、こちらに対する支援

なども行いながら、定着をしていただくようなサポートといいますか、支援を行っているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 再度お聞きしたいんですが、募集に関する、今言ったスキルアップとかに係る経費というのは、この要綱を見ると350万ぐらい来るわけですが、これは1年間でなくて、3年間の中での350万というふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長 安部課長。

○商工観光課長 こちら350万ということにつきましては、1年間の上限ということになりますけれども、それぞれスキルアップ、定住支援、起業支援とも補助上限を設けながら、多くの隊員の方に利用していただきたいということで準備しているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ということは、毎年募集していれば350万を上限に、特別交付税措置が行われるということで、町としても、ある程度潤う状況になるのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長 安部課長。

○商工観光課長 もちろん募集をしていれば、おのずとこの350万が入るということではなくて、かかった経費について国の支援があるということで理解しているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 分かりました。

令和6年度なんですが、地域おこし協力隊の活躍先というのが出てましたけれども、山形県内においても32自治体が受け入れております。一番多いのが長井市で20名、西川町が16名、朝日町12名ということで、10名以上の地域おこし協力隊員に活躍していただいているという状況があります。こういった財政的な支援も、総務省関係は、総務省においては手厚い支援を行っていくというような要綱になっている状況であります。今回6次産業、地域づくりに向けて取り組んでいるわけですけれども、そういった地域づくりに関しても多くの地域おこし協力隊の方々の参加・協力をいただきながら、町の地域づくりを行っていくべきではないのかなと思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 茂木町長。

○町長 私も、議員ご指摘のとおり、今まで多かったのが農業を頑張りたいというところで農業に入られるとか、あとはフレンドリープラザのほうにというのが、割と割合的には多かつたのかなと思っています。その以前は、もともと川西町で取り組み出したときには、会計年

度職員として働いていただきながら、地域づくりのほう、かなり関わっていただいたという認識であるんですけども、それがだんだんそういった専門分野のほうに、目的を持って募集に対して応募される方というのが増えてきた状況かなとも思います。ですので、様々都会から来ていただくのに、募集要項というか、募集の機会のときに、いろんなことで農業もできるし、そういった地域づくりもできるというところを積極的にPRしながら、地域づくりに関わっていただける人というのを今後も増やしていきたいなと思います。

今年はお二人の方が、そうしたまちづくりナビゲーターというところで、地域づくり、にぎわいづくりのところに関わっていただけるというところで来ていただいたのは非常にありがたいなと思っておりますし、まだまだ協力隊の事業というか、受入先の事業者さんというのは、もっと幅広くあってもいいんじゃないかなと思っています。総務省のほうが出している、こうした活動の領域マップという中にも、かなりの数の例が出ておりますので、そうしたところも募集の際に、いろんな働き方というか暮らし方、川西町での勤め方があるというところを見せられるようにPRに取り組んでいきたいなと考えております。

○議長 吉村 徹君。

○6番 本当に総務省の地域おこし協力隊の要綱によると、いろんな分野で活躍していただけている項目になっているようありますし、ただ、心配されるのは、多くの隊員を受け入れることによって、10名だ、20名って受けいれることは、その辺の財的優位性は出てくるわけですけれども、それに伴う行政の方々の負担というものがまた膨大になってくるのかなというふうに思うわけです。のみならず地域もそうで、地域が必要とする、町が必要とする重要な方々に来ていただくということが主眼に、主になるわけでありますけれども、こういったことをうたいながら、総務省の地域おこし協力隊の趣旨としては、地方自治体は、地域住民と連携・協働して地域のビジョンを描き、担い手となる地域以外の人材が地域に立脚しながら活動に取り組むことができるよう支援することが求められるという、これが総務省で出している中での趣旨となっております。そういった意味で、だから多く受け入れればいいというものでなくて、やっぱり中身の濃い、本当に本町にとって有意義な地域おこし協力隊活動の支援を行っていくべきではないのかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 議員おっしゃるとおり、人数が増えたとしたときに、これは町の負担というのは、確かに一人に係る負担というのは大きくなるかもしれないんですけども、それは頑張っていただきながらというか、地域のためにどれだけ役に立っているか、地域のために協力隊員が

来てくれるのを募集しているわけですので、うれしい悲鳴だと思って頑張って取り組んでいきたいなと思いますし、かなり細かく町が口を出すじゃないですかけれども、というよりは、協力隊として来ていただいた方のやりたいということを存分に支援できるようなサポート役に回ればとも考えておりますので、職員、もちろん無理はかかるないように見させてもらひながら、目線は町民の方、地域だというところをしっかりとと考えながら取り組んでいきたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○6番 それと、最後になりますけれども、まちづくりナビゲーターのお二人は、役場庁舎に所属してやるのか、どこに所属するんでしょうか。

○議長 安部課長。

○商工観光課長 まちづくりナビゲーターとして4月から活動していただいているお二人につきましては、今のところご自宅から各地域に出向きながら活動していただいているところでございますが、今後は町で活動場所といいますか、事務所を別に今確保している途中でございまして、そちらにて拠点にしながら活動ということで今取り組んでいるところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 この方々は、いろんな町内の団体とかに入ったり、あとは主たる活動は主に各地区の交流センターさんとの活動の支援とかも入ってくると思うので、そこら辺、交流センターの方々とのきっちとしたマッチングといいますか、そういういたものもやっていかないと、そこがないようにだけしていただければありがたい。心配している方もいらっしゃるので、来て、これやれと言って任せられて仕事しなくちゃいけないのかななんて状況が出てくると困るというような話もしている非常勤もありますので、そこだけきちんと、交流センターなら交流センターへ行ってどういう仕事をするんだということをきっちと位置づけないと、せっかくのまちづくりナビゲーターという名称も残念なことになると大変だなと思ってお話ししているわけであります。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、バイオマスの山林売買についてでありますけれども、町長の報告では、届出があった場合には県から町へ意見照会があるため、町でも取引状況を把握しておりますとありますが、現在、面積等分かるようありましたら教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 大友農林課長。

○農林課長 それでは、私からお答えをいたします。

現在といいますか、令和6年度末で390ヘクタールほどの届出をいただいております。

以上でございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 390ヘクタールですね、ありがとうございます。地域的には、玉庭、東沢とかということになるんでしょうか。

○議長 大友課長。

○農林課長 議員発言のとおり、玉庭、東沢がほとんどでございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 その後で、実際に立ち木の伐採が行われているというふうな状況もあるんでしょうか。

○議長 大友課長。

○農林課長 伐採の届出につきましては、昨年、令和6年度に1件ございまして、10ヘクタールの伐採届出があったところでございます。

以上でございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 それはバイオマスの材料としての伐採だったような内容でしょうか。

○議長 大友課長。

○農林課長 バイオマスの発電の用に供するものと捉えてございます。

以上でございます。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ありがとうございます。山林、玉庭の売買の状況をお教えいただきましたけれども、ただ、バイオマス業者の方々が原野も買っているという状況もあるようなんですが、原野については、町では原野としての土地の売買については別に届けてはこないという認識でよろしいでしょうか。

○議長 坂野企画財政課長。

○企画財政課長 原野についてということで、私どものほうでは、都市計画区域内ですと5,000平米、それ以外ですと1万平米以上の土地取引があった場合に、国土利用計画法に基づいて取引後に町を通して県に届け出るというような、法に基づいた制度がございまして、ただ、面積要件などもありますので、近年ですと原野で1ヘクタール以上のというのは把握している状況ではございません。

○議長 吉村 徹君。

○6番 ありがとうございます。個人の家に行って、原野売ってくれって、山もということらしくて、そうすると、山のほうは分かるわけですが、原野は分からぬといふことがあったりして、面積も大してそんな大きい面積ではないので、そこそこ売っているような状況もあるということで、またなぜバイオマス発電に原野が必要なのかといふことも考えると、非常に今回の山林売買の問題については、将来的に地区にとって禍根を残すんではないかといふ心配がされております。そういうところもぜひ行政としても注視しながら県との情報を交換、入れながら、また一つの間にかどこかの目的外で使われているような状況には決してならないよう進めていただくようお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時45分といたします。

(午前10時30分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時45分)

○議長 第2順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 9番です。

午前中、2番目の質問でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

初めに、公立置賜川西診療所の整備建設地変更について質問いたします。

3月定例会中、産業厚生常任委員会で設置場所の変更の件が説明されました。現診療所北側での整備で進むものと説明されておりましたから、驚きを持って報告を受けました。県の「新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所」の公表により、土砂災害の危険性のある場所への整備は難しく、計画の変更はやむを得ないものと理解しています。新たな候補地として、羽前小松駅前の町有地とする整備計画へと変更するとの説明がありました。計画変更で

財源をはじめ立地条件、環境整備などの再検討が必要となります、現状でどのように進んでいるのかお聞きいたします。

現診療所のある旧町立病院には社会福祉協議会の事務所があり、本町の福祉サービスの中核を担っています。診療所の整備を進める過程で、町民の健康、福祉、介護を担う中心的な機能を持たせると受け取っていましたので、社会福祉協議会の事務所も同時に進めるべきではないかと思っていますが、新診療所整備案では社会福祉協議会とは切り離した整備のように思えます。本町の健康、福祉、介護の機能を持たせることや、社会福祉協議会との協議はどうになっているかお聞きします。

土砂災害箇所の公表により、該当域の住宅、施設等に対する影響が考えられます。対応についてお聞きいたします。

次に、本町の観光施策について質問いたします。

観光施策の中核的活動母体である川西町観光協会が、本年から川西町観光交流協会となりました。観光、交流の2つの視点が相互に機能することで、観光施策がより重層的な施策が展開されることを期待します。

そこで、本町の観光政策の今後の展望についてお伺いします。

観光資源が乏しいと言われる中で、観光消費の拡大や地域資源の活用が進められていますが、具体的な施策の詳細をお聞かせください。特に、観光客の滞在時間の延長や消費促進に向けた取組、地元特産品のPR強化の方針について質問いたします。

また、デジタル技術の活用について、観光情報発信の強化やインバウンド対応に向けた施策の現状と今後の計画をお聞かせください。SNSやウェブを活用した戦略に加え、多言語対応の充実や地域内の観光案内の整備について考えを伺います。

さらに、観光振興を通じた地域活性化の成果・課題についてはいかがでしょうか。持続可能な観光モデルの構築に向けどのような展開を考えているのか、現状の評価と今後の方向性について質問いたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長茂木 晶君。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、公立置賜川西診療所の整備建設地変更について、整備建設地変更の現状についてあります、現在の川西診療所の建物は昭和42年4月に開設以来58年が経過し、施設が老

朽化している状況となっております。川西診療所は、公立置賜総合病院のサテライト医療施設であり、町民にとって身近に受診できる公的医療機関として、令和5年度は1,100人余りの方が利用されています。診療は、総合診療科、内科、整形外科、訪問診療を行い、基幹病院との情報ネットワークにより患者情報の共有化が図られ、利便性に配慮された医療機関となっているところです。診療所整備建設地については、現診療所の北側隣接地内を素案としながら、現診療所敷地内や診療所周辺での建設に向けて検討を重ねてきたところであります。

このような中、令和7年1月30日に山形県から「新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所」が公表され、診療所を含む周辺が抽出箇所となつたことから、より安全な建設場所について検討を進めてきたところであります。

新たな建設地の検討に際しての基本的な考え方は、①川西町立地適正化計画による都市機能流動区域で診療所整備に必要な面積が確保されること、②町有地の活用ができること、③中心市街地のまちづくり活性化に資すること、④災害リスクが低いこととし、熟考を重ねた結果、羽前小松駅西側の町有地と民有地の一部を整備建設地としたところであります。現状につきましては、整備スケジュール、整備計画、概算事業費、財源確保等の検討を行うとともに、置賜公立病院企業団や山形県との協議調整を進めているところであり、整備内容案が固まり次第、議会や町民等への説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、健康、福祉、介護の機能を持たせることや社会福祉協議会との協議についてであります、今後、人口減少が進行する中、医療と介護の複合ニーズが高い85歳以上の方は、現在約1,200人であります、15年後は約1,300人と見込まれており、2040年を見据えた、治し支える医療、介護・福祉提供体制が新たな地域医療として求められていることもあって、十分な検討が必要だと考えております。

また、社会福祉協議会との協議についてであります、社会福祉協議会は、川西町地域福祉計画・福祉活動計画に基づき、町の地域福祉活動の中心的な役割を担い、介護保険事業における在宅介護サービスや各種福祉サービス、困り事相談、生活困窮支援、ボランティア、町民活動の支援等、多岐にわたり町民の社会福祉のよりどころとして重要な役割を担っていただいております。川西診療所の整備に当たっては、当初整備予定案の段階から社会福祉協議会の事務所は合築の想定をしておりませんでしたが、この間、所管課での協議を継続して行ってまいりました。社会福祉協議会では、自らの収支状況や今後の事業展開を見据えるとともに、令和7年度事業計画において事業所に関する検討を重要事業の一つとして掲げ、本町の地域福祉活動の中心的な役割を担う事業所としての在り方も含めた検討を進めていくこ

ととなり、町もその検討に参加する形で連携してまいりたいと考えております。

毎年、社会福祉協議会三役と本職においては懇談会を開催し、意見の交換を行っておりますが、所管課においても、常に情報の共有、意見交換を行っており、事務所の選定についても町所有の既存施設活用の検討など、町としてできる限り協力をしているところであります。とりわけ今年度は、次期川西町地域福祉計画・福祉活動計画の策定の年でありますので、現状の地域課題を整理し、町民福祉の向上、共生社会の実現に向け、社会福祉協議会との連携を強化してまいります。

次に、土砂災害箇所の公表による影響と対応についてであります。山形県では、令和7年1月に、今後詳細な調査を行う予定である、新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所、約7,000か所を公表しました。新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所については、今後、県において順次基礎調査を実施し、調査結果により対象となる区域は土砂災害警戒区域等の指定を進めていくこととなっておりますが、法規制前におおむねの範囲を公表した目的は、当該箇所の近隣住民の方等に土砂災害への日頃の備えをしていただくこと、新たな開発行為の抑制となっております。町では、土砂災害警戒区域及び新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所について、町民の皆様の理解を深めていただくため、6月末をめどに山形県担当者を講師として説明会を開催し、情報提供を行っていく考えであります。

次に、本町の観光施策について、観光消費や地域資源の活用についてであります。本町の観光につきましては、川西ダリヤ園を中心として、川西ダリヤパークゴルフ場や川西町浴浴センター、置賜公園などの資源が集積した一帯を観光の拠点と位置づけ、町内文化施設や産直施設などとの相互周遊を図りながら、観光の振興や交流人口の拡大に努めてまいりました。今年度からは新たに西川町及び大石田町と連携して3町連携推進事業に取り組んでいるところであり、3町の飲食店を巡る3町共通パスクーポンの発行をはじめ、本町の特産品である米沢牛、ダリア、日本酒などの魅力を伝える旅行商品を企画し、3町の強みを生かした広域観光ルートの形成などを進めてまいります。これにより、町内の観光施設と商店、飲食店が緊密に連携しながら観光客の滞在時間を延長する取組を進めていくとともに、旅行消費額の増大を推進してまいります。

また、昨年度は、観光ガイドブックを更新し、新たな飲食店情報を追加したところであります。ガイドブックを活用した観光案内の拡充をはじめ、関連するイベントでの配布を通じて、さらなる地域の魅力発信に努めてまいります。

次に、デジタル技術の活用についてであります。本町ではダリヤ園を中心に、ホームペ

ージやフェイスブック、インスタグラムなどのSNSを活用しながら、観光情報の発信強化に努めています。また、QRコードを活用し、スマートフォン等のモバイル端末から町内のお勧めスポットを紹介するウェブマップを作成いたしました。加えて、紙媒体の観光ガイドブックにも工夫を凝らし、観光客自身がSNSを用いた川西町の観光情報の発信を促す取組を行っております。これらの取組の結果、令和6年度の観光関連SNSフォロワー数は9,603件となり、前年度の8,945件と比較して約7.4%増加したところです。今後は、これらの取組を基盤とし、即時性の高い情報を効果的に発信できる手段をさらに推進してまいります。

インバウンド対応につきましては、昨年度、川西町観光協会が旅行会社と連携し、台湾からの旅行者向けツアーにダリヤ園を組み込んだ結果、9月と10月の2回にわたり合計51名の外国人観光客を受け入れております。一方で、様々な国々に対応できる観光案内人材の育成や案内看板の多言語化表記対応など、ソフト及びハード両面での受入環境整備が課題であると捉えております。今後につきましては、やまがた置賜観光協議会や、やまがたインバウンド協議会を通じた広域的な連携を一層強化しながら受入体制の整備に努めてまいります。

次に、観光振興による地域活性化についてであります。令和6年度における町内の主な観光施設への来訪者数は49万821人であり、前年度の47万5,283人と比較して3.27%増加いたしました。このことは、各施設が取り組んできた施策が着実に成果を上げている現れであると考えております。

一方で、コロナ禍を経て観光客の価値観やニーズに変化が生じており、観光の形態がこれまでの団体型から個人型、体験型へと移行しております。このような変化に対応するため、観光ニーズの明確な把握に努めながら、本町の歴史や文化など地域資源を活用した観光の推進を図ってまいります。

また、観光は、町外からの経済的な収益をもたらすだけではなく、関係人口の増加や地域コミュニティの活性化にも寄与する重要な分野であり、観光と交流を一体的に進めていく必要があると考えております。今後は、川西町観光交流協会の取組を引き続き支援しながら、観光振興を通じて地域経済の活性化を図るとともに、町内外の人々とのつながりを深め、持続可能で活力ある地域づくりを目指してまいります。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 ありがとうございました。

それでは、再質問ということで、まず診療所の件でございますけれども、あのぐらいまと
まった案が振出しに戻ったというふうに考えてよろしいんでしょうか、町長どうでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 川西診療所、新しい診療所を整備するという意味では、大きく変わったという、医療
の中身が変わるわけではないというか、ですので、場所が変わったという認識であります。
ただ、それに加えて、土地の取得であったりというのが関わってきますので、診療所の中身
はそんな変わったという認識ではございません。

○議長 橋本欣一君。

○9番 もちろん立地条件が変わったわけだし、建物も構造というか、そういったものも変わ
ってくるのかなという、当然ながらそうなんでしょうけれども、用地を羽前小松駅に決めた
ということとともにというか、以前に町有地を中心にしながら、ほかの候補地というかを選
ぶという作業はなさったんでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 以前、今の現診療所の北側に整備するとまず決めたその際にというか、その説明を多
分議員さん、私も議員時代に説明を受けていたわけですけれども、その際に、A、B、Cと
いう形で、今の診療所の北側、あるいは診療所を建て直すパターン、そして羽前小松駅西側
の土地を利用したというこの3パターンが、その当時から検討されていたことと捉えており
ます。その中で、今回北側の部分というのを見直すということになりましたので、それをベ
ースに考えたときに、町有地、羽前小松駅の西側という考えに至ったというところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 それでは、確認と申し上げますか、小松駅北側に診療所を整備するということで決定
したということで受け取ってよろしいんでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 そういったところで間違いないかと思います。

○議長 橋本欣一君。

○9番 土地が決まれば、立地条件やその他様々決まってはくるわけなので、いよいよ計画段
階に入るということなんでしょうけれども、答弁によれば、まだまだこれからいろいろな協議
があるということで、ちょっと質問が早かったのかなというふうに思っておるんですけど
も、旧、現在の診療所近辺を「ささえあいの丘」ということで、4つの丘の一つに指定する

というふうな、私捉えておったんですけれども、ささえあいの丘自体は、土砂災害云々のこととでどういうお考えでいるのか、町長どうですか。

○議長 茂木町長。

○町長 ささえあいの丘自体の構想というよりは、まずは診療所の建て替えというところで考えているところであります。ささえあいの丘で目指そうとしていた機能については、今後見直していくというか、どうしていったらいいのかを検討する必要があるのかなと感じております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 今、6総を計画中なので、そういった形の中でも出てくるのかなと思いますけれども、ささえあいの丘、ぜひ実現をしてもらいたい、こういうように思っております。今後、置病企業団や県との調整などがあるということで、まだまだ難関が残っているのかなというふうに思うんですけども、私が捉えた印象で、お話を聞いて、常任委員会の中で聞いた話では、診療所のみならず、健康、福祉、介護のセンター的な機能を持たせるというふうな、2番目の質問になるわけなんですけれども、そういった意味合いに私は捉えたんですけども、その考えがなくなったということでしょうか。単に診療所を建設するというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 議員ご指摘のとおり、まずは診療所（医療施設）を整備するというところを考えているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 せっかくですので、複合施設とは申しませんが、町民の健康、福祉、介護を守るというか、どういった形がよろしいのか、ちょっと私も具体的なものは浮かばないですけれども、そういったもの、機能を持たせることによって、町民の健康、福祉、これを守れるんじゃないかなというふうに思うんですけども、ぜひ、ご再考と言うとおかしいんですけども、考えるべきじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 様々な機能を集約するというのは、非常に町民の皆さんから考えると、できるだけ1か所にまとまつたほうがいいというのは、おっしゃるとおりだと思います。ただ、それが医療という、病気を抱えて向かう施設の部分と、福祉の施設の部分というのを一緒くたにするというのが、実際どうなのだろうなというのは疑問に思ったところであります。風邪を引い

てたくさん待合室にいらっしゃる方と、福祉のサービスを受けよう、相談しようという方が一緒になるような施設というのが、本当に皆さんが求めているところなのかと考えると、まずは医療施設を整備させていただいて、こうした福祉、介護に関する相談業務、支援業務については、町が責任を持って、あるいは社会福祉協議会さんとの連携を図りながら取り組んでいく必要があるのではないかと考えましたので、まずは今回の診療所については医療施設というところで考えているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 それでは、設置の予定というか、大体完成というか、供用というかはどんなふうな構想をお持ちなんでしょうか、町長。

○議長 茂木町長。

○町長 相当古い施設でありますので、できるだけ早くというところですが、まだまだ答弁にも申し上げましたように、はっきりとした時期を申し上げることはできないんですけども、令和9年度中にいければとは思いますが、10年に入ってしまうということも考えられるかなというところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 令和9年、10年ということで受け取らせてもらいまして、私も健康状態があまりよろしくないので、ぜひその辺で診察を受けてもらいたいなという思っておるんですけども、先ほど申し上げました健康、福祉や介護の機能も持たせるべきだということと、現状では社会福祉協議会が一緒の施設の中に入っているということで、どうも私の頭の中では一緒にあるべきなのかなというふうな頭なんですけれども、これどうなんでしょうか、ご協議は毎年やっているということなんですけれども、診療所を建てたからいいというものじゃなくて、やっぱり社会福祉協議会の事務所も一緒にという形の進行のほうが、建設には比較的経費的にも節約できる部分があるのかなという、もっとも社会福祉協議会は町の組織ではございませんので、別の団体なので、それはそれだと言えばそうなんでしょうねけれども、一緒にあるべきだなど私は強く思っているんですけども、もう一度、町長、どうでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 まず、今回の新しい場所への診療所の中で一緒にという考えは、今のところ持ち合っていないという状況で、先ほどもお伝えしましたように、医療と介護、福祉のサービスというのは、本当にそこでないといけないのかというと、例えば、今回の新しく整備する診療所に、こうした福祉サービスとかの拠点となるような機能も一緒に入れさせてもらったとき

に、ほかの開業医や病院に通っていらっしゃる人も、また川西診療所に来ないとそういったサービスを受けられないのかという問題も出てくるものなのかなと思います。ですので、介護、福祉、このサービスの部門というのは、町と連携を強めたほうが本来の形ではないかなと思っております。

その中で、社会福祉協議会の事務所については、答弁でも申し上げましたように、様々協議を行っているところでありますし、町有施設の有効活用という観点というか、考えの中で、今後場所について様々検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 事務所は社会福祉協議会独自で探せという言い方もちょっとおかしいんでしょうけれども、求めるべきだというふうなことなのかなというふうに受け取るわけなんすけれども、どうなんでしょうね、やっぱり一緒のほうがいいのかなというふうに思いますので、社会福祉協議会からのオファーというか、要望というか、そういったものというの今までの協議の中ではなかったんでしょうか。課長さんでも。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

答弁にもありますように、社会福祉協議会の三役と町長との懇談会というのを継続しております、昨年度のその懇談会の中でも、今後の事務所ということについてはお話をありました。それから、今の現状の建物も大分修繕とかそういったものも必要になりますので、そういうことも、移動するまでの間、よろしくお願ひしたいというふうなことのお話もいただいております。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○9番 三役との話合いの中身、ちょっと教えてもらえば、向こうからの要望があったのかないのか、我々自分で探すからいいですよということなんでしょうか。どんな話合いがあったのかは、公表できれば。

○議長 茂木町長。

○町長 社会福祉協議会さんの事務所の場所についてのお話でありますけれども、診療所と一緒に入りたいといったお声を直接聞いたということはございません。ただ、町内の町有施設、公共施設の中でどこか考えることはできないかという相談を受けたことはございます。ですので、答弁にも申し上げましたように、事務所の場所の選定について、関係の所管課と向こ

うの事務局サイドでいろいろ協議をしているというふうな今の現状であります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 ほかの団体のことなので、私は収支的なものも把握していないものですけれども、目前で事務所を建てるということはちょっと難しいのかなと私はそんなふうに思っているんですけども、ぜひ一緒にできればなと思っていたり、あるいは町の援助というのは当然必要になってくると思いますので、ここは話を詰めながら、一緒にというか、町長さんは違う考え方ですけれども、介護や福祉、医療、こういったものも、センター的なものも構築するべきだと私は私の意見としては申し上げたいなと思います。

続いては、あの一帯が土砂災害箇所の指定ということで、あの辺には、例えば幼稚園があったり、あるいは葬儀場があったりという、さらには造成された新しい団地的なものがあったり、住宅はもちろんあるわけなんですけれども、そういったものに対しての対応というか、これは危険だからどうなんだというふうになっちゃうんじゃないかなと思うんですけども、担当課長どうですか。

○議長 有坂総務課長。

○総務課長 ただいまの土砂災害区域等の指定に向けた新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所について、制度的なところを申し上げさせていただきます。

今回公表された指定については、先ほど町長の答弁にもございましたが、今後県のほうで詳細に調査をいたします。そして、その調査の結果、大きく2つあるのかなと。土砂災害のおそれがある区域、いわゆるイエローゾーンと呼ばれる土砂災害警戒区域、もう一つが、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがある区域（土砂災害特別区域）、これをレッドゾーンと言うようございます。今、議員ご指摘のあった建築物の移転等の内容でございますが、レッドゾーン（著しく危険な区域）と指定された際には、そういった勧告等もなされる予定になってございます。今の段階では、まだ調査の区域が公表されたと。この調査をした結果によってどのような指定がなされるか、今のところは不明ではございますが、先ほどの質問の内容にあったレッドゾーンとなった場合には、そういう勧告が出されるという内容でございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 県の説明会があるということでありますけれども、県の基礎調査というのはいつ頃実施されて、その判断というのはいつ下るのかというのは、予定が分かればの話ですけれども、どんな予定になるんでしょうか。

○議長 有坂課長。

○総務課長 今後、県のほうで具体的なスケジュール等が示されるかと思います。県内で、先ほどございましたが7,000か所ほどあるようでございます。さきに、今現在警戒区域として県内では5,200ほどの区域が指定されておりますが、こちらの調査が全て終わったのが20年強の年月を費やしたと聞いております。今回の7,000か所の調査が同じようなペースでいくとすると、また20年を超えるペースになってしまうのかなと。ただし、その区域が、例えば社会福祉施設であったり医療機関であったり住民が住む住宅地などであれば、その調査の優先度が若干変わるようではございますが、危険度に応じて優先度を変えながら調査を行うということでございますが、詳細なスケジュール等については、今後県のほうから示されるものと認識しております。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○9番 20年も待てないというふうに私は思うんですけども、あの区域には現診療所、もちろんございますし、先ほど言いました民間の保育園もございますし、あるいは小松保育所もございます。そういう観点でも、ぜひ課長から県に強く、早めに調査をしていただくよう、万が一レッドゾーンということであれば大変な事態なわけ、生命、財産に及ぶようなことでございますので、あちこち全部そういうふうに言うんでしょうけれども、ぜひ優先度を高めてもらいたいなと、こう思います。現状ではどんな対応、県の説明会があるという程度で、現状の対応としては当局としてはどのような考え方なんでしょうか。

○議長 有坂課長。

○総務課長 まずは制度についてしっかりと住民の方に説明をし、著しく不安をあおり立てるようなことにはならないようにしたいなと。こういった制度で今後調査が始まりますということで説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 橋本欣一君。

○9番 できるだけ早い調査に入るように要望していただきたいなと思います。

続いては、観光施策についてでございますけれども、何というか、国道287も整備されて、徐々にバイパスというか、長井米沢道路なども整備されつつありますし、交通網が整備されればされるほど、どうしても通過点になってしまうというのが、以前から川西町、そんなふうに言われておるわけなんですけれども、いかに滞在時間を延ばして観光客の財布から支出

してもらうかということを中心にながら考えなければいけないと思うんですけれども、町長、今取り組んでおられます西川、大石田との3町連携事業、大変すばらしいものなんでしょうけれども、どうも遠距離なですから、連携をしていくといつても、どんな連携をするのかなってイメージ的には私つかめないんですけれども、どうなんでしょうか、具体的にはこんなことがあります、あんなことがありますというのは、もしお考えをお持ちでしたら。

○議長 茂木町長。

○町長 まずは3町共通パスクーポンということで、3町の飲食店を巡るそういったクーポンを発行させていただくというところがまず一つあるのと、あとは周遊ツアーというのを今企画しているところであります。川西町はダリアの花を活用しながらというところで、できるだけ9月、10月頃に3町を巡る周遊ツアーを組んでいただいて、川西はダリア、米沢牛を食べていただいてというところを、まずは3町連携ではつくっていきたい。ただ、議員おっしゃるように、滞在時間を延ばすという部分では、まだまだこの取組だけではかなわないのかなと思います。答弁の中にも書かさせていただいたと思うんですけれども、今までの団体型のツアーのほうから個人の形になってきて、そこから今、体験というのを非常に重宝されているというか、体験型のあるそういった観光ツアーに、かなり都会から、あるいは外国人の観光客が参加されているというところ、情報があります。ここ体験型のところをまだまだ伸び悩んでいるのかなと思いますので、特に川西町、農業の部分というところで体験できる部分たくさんあると思います。このあたりをツアーに組み込んで、滞在時間を長く取るような施策というのをこれからつくっていきたいなと考えているところであります。

○議長 橋本欣一君。

○9番 いつの時代もPRなんでしょうけれども、SNSやデジタル技術の活用ということで、町民の方にぜひフォロワーになってもらうような施策をつくっていく、仕掛けをつくっていくということで、しかも「いいね」を押してもらうという、一人10回「いいね」を押してもらいましょう運動とかなんかをやれば、フォロワー数9,600やその程度、この10倍、100倍はフォロワー数必要なんじゃないかなと思うので、いいね運動を職員の方から始めて町民の方に広めていくようにすれば、また違うんじゃないかなというふうに思うんですけれども、なかなか私も見れば見つ放しで「いいね」までいかないんですけども、町長いかがでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 できるだけそうしたSNSでの発信、そして魅力ある発信というか、注目されて「い

いね」と押してもらえるようなそういう発信の仕方というのも考えなければならないのかな。ただただ情報を流しているだけだと、また流れてきたなで素通りされてしまうのかなと思いますので、ぜひ目に留まるような発信の仕方、それを町外だけでなく、町内の川西町民の皆さんにもそうした「いいね」を押してもらえるような発信というのは考えていきたいなと思っています。ありがとうございます。ありがとうございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 せっかく今、吉村議員からあった協力隊のコーディネーターでしたっけ、お二人の方いらっしゃるので、そういった方に、町民の方が発信するようなコンテンツというか、そういったものを工夫していくということも大事なのかなというふうに、私もなかなかできないんですけども、勉強しながら町のPRというのを町民お一人お一人がしていけば、1万3,000件の動画が出るかもしれませんので、それが大炎上すれば、川西町すごいことになるんじゃないかなと、そんな夢もあるんですけども、ぜひそういったものも町民の方を利用するというか、活用させてもらうというか、そういったものも大事なのかなという、そういった視点も大事なのかなというふうに思っています。ぜひお願ひしたいと思います。

あとは最後になるわけですけれども、お客様が来れば、おのずと地域の活性化、対応というのは出てくるわけなので、答弁にもございますとおり、50万近くの来訪者、これやっぱり50万だけじゃなくて、その10倍500万、話がどんどん大きくなってくるんですけども、ぜひそういったものも、せめて100万人が来町したというふうな形になれば、また大きな、商店街や地域の産業なんかも栄えてくるんじゃないかなと思いますので、仕掛けづくり、観光交流協会のみならず、町役場が先頭になりながら進めていかなければ、なかなかこれ進まないなと思います。町長の決意を最後に聞いて終わりたいと思います。

○議長 茂木町長。

○町長 ありがとうございます。目指せ100万人というところで、私もぜひ観光分野と地域の活性化というのは、やはり観光あるいは産業が活性化しないと、地域は活性化しないと考えております。ぜひここに力を入れて、川西町を盛り上げたいと考えているところであります。少しPRにもなるんですけども、今年の夏まつり、70周年と併せた企画というところを考えておりまして、今までにないそうした大きなイベントにしたいと思っております。その中で、今まで伝統芸能の発表のステージであったり、あるいは町内の皆さんのが発表するそうしたステージというのをご用意させていただく、メインを花火というところにさせていただいていたんですけども、その中で、プロのアーティストなどを呼んで、もっとぎわいを

つくっていったらどうだという声をたくさん頂戴しておりましたので、今年はプロのアーティストをお呼びして企画しているところであります。ですので、ポスターも、もうできると思いますので情報言ってもいいのかなと思うんですけれども、いいですか。EXILEのMAKIDAさんという方、ご存じの方、特に若い方はご存じかなとは思うんですけれども、を中心に、ほかにもアーティストであったり、「ちいたん☆」というゆるキャラも来ていただいて、今までにない盛り上げをしていただこうと思っています。そこから川西町につないでいけるような、また観光地に結んでいけるような施策という、PRの仕方というのをついていきたいなと思っておりますので、どんどん新しいことに挑戦していきながら、川西町を盛り上げるように取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞ議員の皆さんからのご協力もよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時36分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長 第3順位の鈴木孝之君は質問席にお着きください。

鈴木孝之君。

(2番 鈴木孝之君 登壇)

○2番 それでは、午後、一番目でありますが、一般質問をさせていただきます。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

川西町農業振興マスターplanに掲げる4つの基本方針の進捗状況及び課題について。

平成29年3月、原田前町長にて作成されました川西町農業振興マスターplanの終盤を迎えて、令和8年度中に令和9年度以降の10年計画が策定される予定となっております。川西町の基幹産業は農業であり、農業政策は国が示し、県を通して町に通達され、川西町農業再生協議会にて協議検討が行われ取り組まれてきました。近年の農業情勢は、ロシアのウクライナ侵略に端を発し、生産資材、燃料、農業機械の高騰に加え、最近では食料品の値上げに加え、とりわけ米の販売価格が2倍を超える状況となり、農業政策の在り方が問われる時代と

なっています。備蓄米の放出が決定されても米価が上昇し、消費者の怒りが頂点に達する中、一方、生産者も、米の消費者離れや令和7年産米の価格の下落に不安を抱く状況下にあります。さらに、アメリカ・トランプ大統領による関税引上げは、さらなる経済不安を引き起こす元凶となっています。

少子高齢化が全国的に進む中、農林業センサスによると、川西町の経営体は、2010年1,293経営体から2020年871経営体へと大きく減少し、農業人口の減少、担い手不足が進む中、農業振興は大きな課題となっています。そのような厳しい状況の中、茂木町長の目指す川西町の農業政策の方向性について所信をお聞かせ願いたい。また、本町の農業振興マスターplanに掲げる4つの基本方針の進捗状況及び課題についてお尋ねいたします。

令和9年度以降の10年計画のポイントについて。

令和8年度中に作成される川西町農業振興マスターplanの作成に当たり、課題整理をしながら取り組んでいかれると思いますが、近年、農業情勢の変遷が激しく、地球温暖化により気象災害の増加や農作物の品質低下など、予測不能な状況も発生しております。米を中心とした農業振興策を柱として、今後主食用米の作付需要増加が期待される中、農業政策は猫の目農政と昔から言われており、予断を許さない状況下にあると思います。そのような情勢の中、川西町の次期10年計画のポイントが現時点であればお聞きしたい。

基盤整備事業の令和7年度以降の申請及び採択状況について。

農業振興マスターplanにもある基本方針（4）農地の保全と集落営農の堅持の中で、効率化や低コスト化を図る農地の基盤整備と、人・農地プランをはじめとする地域の話し合いによる農地集積を推進しますと記載されております。基盤整備に係る予算、工事期間等、本町の財務基盤を鑑みると厳しい台所事情は理解しますが、若手農業経営者の方で、大塚地区だけでなく中郡地区でも進めていただきたいとの要望が、川西町認定農業者の会研修会でも出されております。今後も、農業人口の減少、離農される農家の受皿として、農業法人経営者、大規模経営者への農地集積はますます増加するものと思料いたします。そのような情勢下において、令和7年度以降の基盤整備事業の申請及び採択状況についてお聞きしたい。

基盤整備事業に対する川西町の今後の取組について。

限られた財源の中で事業費の10%負担を考慮すると、投資的経費とはいえ、大きな金額になるわけですが、川西町の今後の取組についてお聞きしたい。

信号機のない交差点での自動車同士の衝突事故多発について。

国道287号米沢長井道路川西バイパス一部が、令和6年3月開通に伴い、信号機のない交

差点にて（工藤自動車板金様隣の交差点）、車同士の衝突事故が後を絶ちません。昨年夏に緊急対策会議が開催されても、今年の春の交通安全運動初日に3台の自動車同士の衝突事故が発生しております。一時停止の看板を大きく設置しても事故が減りません。本町としての考え方をお聞きしたい。

横断歩道での歩行者横断対応について。

この場所は通学路にもなっており、横断歩道があるにもかかわらず小学生が横断できないと、地元住民から信号機を設置してほしいと要望が出されている場所でもあります。地元の犬川小学校長先生、交通安全協会犬川支部、犬川駐在所が協力して、通学時間に街頭立哨、横断歩道歩行補助を行いながら対応した交差点です。信号機の数は増やせないそうでありますが、今後、令和10年度完全開通を目指して工事が進められますが、犬川地区同様に、小松・中郡地区の子どもたちも横断することになると思います。バイパスが信号機だらけでは各駅停車のように走行効率が悪くなり、自動車走行の利便性が失われるのも事実であります。本町としての考え方をお聞きしたい。

冬期間の降雪による通学路除雪対応について。

冬期間の歩道の除雪も大きな課題であり、小学生が登校してから除雪では登校に支障が出るために、学校長、地元の住民がボランティアで除雪をしてくれております。山形県管轄の道路ではありますが、川西町の建設業者に委託しているとの回答のみであります。冬期間でも小学生を含む歩行者の安全確保について、本町としての考え方を併せてお聞きします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長茂木 晶君。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 鈴木孝之議員のご質問にお答えいたします。

初めに、川西町農業振興計画骨子及び具体策に対する町長の所信について。

本町の農業政策の方向性についてであります。私の町政運営の柱の一つに「人が育ち、さらに稼げる産業づくり」を掲げております。農業、工業、商業、全ての産業において経営基盤の確立と担い手の確保が急務と捉えております。特に本町の基幹産業である農業につきましては、国・県や関係機関と連携し、経営の安定と所得の向上を図り、さらに魅力ある産業にすることで、担い手不足や事業継承の支援に向けた取組を進めていきたいと考えております。

現在の本町農業の状況は、議員ご指摘のとおり大変厳しく、課題は山積しておりますが、

一つ一つ課題解決に向けて取り組みながら、本町の農業の振興につなげてまいります。具体的には、農業所得の向上に向けた取組が今後の農業政策の柱になるものと捉えております。各種支援制度の活用による農作物の生産拡大、高品質化、高収益化、あわせてスマート農業や低コスト生産技術の導入による生産コストの低減を図ることで農業所得を向上させ、安定した農業経営を実現させたいと考えております。また、担い手不足対策として、財政的支援及び人的支援の充実により農業にチャレンジしやすい環境を整え、稼げる農業の実現が新たな担い手の確保につながっていくものと考えており、国・県及び関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

次に、川西町農業振興マスターplanに掲げる4つの基本方針の進捗状況及び課題についてであります。町では平成29年に、本町農業の振興発展のための基本理念、基本方針及び具体的な施策を網羅した川西町農業振興マスターplanを策定し、今年度は10か年計画の9年目となります。

農業振興マスターplanでは、特に重要な農業振興の方向性として、①多様な担い手の育成・確保、②水田フル活用による農業所得の向上、③川西ブランドの確立と魅力の発信、④農地の保全と集落営農の堅持の4つの基本方針を掲げております。さらに、基本方針の実現に向け具体的な施策を掲げて推進しており、その進捗状況について毎年評価作業を行っております。昨年度の評価結果については、マスターplanに掲げている全53施策中43施策、約8割が計画どおり進捗しているとの評価であり、おおむね順調に計画を勧めることができているものと捉えております。また、課題としては、担い手の確保と新たな付加価値の創出が挙げられます。農業者人口の減少が著しく、計画に基づく施策の展開では、担い手不足に歯止めをかけるまでには至っておりません。また、新たな付加価値の創出、川西ブランドの確立についても、さらなるブラッシュアップが必要であると捉えております。

次に、令和9年度以降の10年計画のポイントについてであります。川西町農業振興マスターplanは、来年度、計画の最終年度を迎えることから、今後、令和9年度から10年間の新たなプランを策定する予定であります。

現時点で考えられる次期マスターplanのポイントとしましては、まず本町農業の基幹作物の米の生産が挙げられます。令和の米騒動と言われる昨今の米市場の混乱により、今後の国の米政策は予断を許さない状況となっております。町としましては、国の動向を注視しながら、全国的にも評価の高い高品質、良食味である川西産米の生産について、県内他市町村との作付面積の調整が前提となります。一方で、米

価の安定や米需給の均衡を図るため、米以外の作物の生産を推進していく必要があります。現マスターplanにおいて、収益性の高い園芸作物の産地化を目指すとして重点推進作物に設定している枝豆、アスパラガス、ダリアの生産拡大に加えて、新たな収益性の高い作物の産地化についても、関係機関と連携しながら検討してまいります。

次に、基盤整備事業取組状況について、令和7年度以降、申請及び採択状況についてであります。本町での基盤整備事業は、平成22年度に高豆蔻地区の事業開始以来、順次整備を進め、高山地区、宮地地区、谷地地区において事業が完了しております。現在、大塚西部地区、中大塚地区、大塚北部地区、莅高山地区で事業を実施しており、今年度から千代田地区が事業開始となります。なお、調査事業を行った地区につきましては、今年度で全て事業開始となっております。

また、現在、基盤整備事業実施の要望をいただいている地区につきましては、時田、堀金、東大塚、朴沢、下奥田、他屋、黒川の7地区であります。令和7年度以降の申請については、現在行っている地区の事業進捗状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、基盤整備事業に対する川西町の今後の取組についてであります。先ほどのご質問でもお答えしたとおり、本町では4地区において事業を完了し、5地区において事業を実施中、7地区から要望をいただいている状況であります。基盤整備事業は予定期がおおむね10年と非常に長く、その間に農業情勢や地域の担い手等の状況も大きく変化することが想定され、あわせて昨今の資材、燃料費等の高騰の影響により、事業を実施している地区の工期延長が余儀なくされておりますので、将来を見据えた地域の土地利用計画や営農計画等の策定が必要であります。

さらに、本事業は基盤整備工事が目的ではなく、基盤整備を通じて計画に基づく土地利用、営農活動により、地域の安定的な農業経営につなげていくことが何より重要であると捉えておりますので、今後も引き続き、要望地区内において、県農村計画課、米沢平野土地改良区、白川土地改良区と連携しながら、土地利用計画や営農計画の策定作業を進めてまいりたいと考えております。

本町は、県や土地改良区のご協力をいただきながら、置賜地域の他市町と比較し多くの地区で基盤整備事業を実施しております。議員ご指摘のとおり、本事業の町の負担は事業費の10%と大きな財政負担ではありますが、今後ますます農業者人口の減少が見込まれる中、農業を基幹産業とする本町におきましては、食料生産地としての優良農地を守り活用していくため、適切に取り組んでまいります。

次に、国道287号米沢長井道路川西バイパス開通に伴う自動車衝突事故多発について、信号機がない交差点での自動車同士の衝突事故多発についてであります。議員ご指摘の国道287号川西バイパスと一般県道南陽川西線との交差点では、令和6年3月9日の一部供用開始以降、多くの交通事故が発生しております。その中で人身事故は令和6年12月までの約10か月間に7件発生しております。また、令和7年度春の交通安全県民運動が4月6日から4月15日まで県下一斉に実施されましたが、その初日となる4月6日には、同交差点において一時不許停止による出会い頭の衝突事故が発生するなど、交通事故の発生が続いている状況にあります。本町では、令和6年6月27日に、米沢警察署、県等の関係機関による交通事故抑止緊急対策会議を開催し、大型サイズの一時停止標識の設置、路面標示の設置及びのぼり旗の設置等の対策に取り組んでまいりました。引き続き関係機関と連携しながら、のぼり旗の設置、町報による周知等により、交通安全の啓発活動に努め、交通事故の撲滅を目指してまいります。

次に、横断歩道での歩行者横断対応についてであります。まず、犬川小学校の校長先生をはじめ、地区の役員の方々、犬川駐在所の方には、当該交差点において児童の安全な道路横断にご尽力いただいたことに感謝申し上げます。

令和7年1月からは通学路の変更がなされ、現在は押しボタン式信号機がある町道大正線との交差点を横断し、安全に通学している状況と認識しております。横断歩道があるにもかかわらず、横断できない状況は、道路交通法に定められている、車両は、横断歩道を横断しようとする歩行者があるときは、横断歩道の直前で一時停止し、かつその通行を妨げないようにしなければならないとの交通ルールが守られていないことが要因と捉えております。運転者の交通ルールの遵守に向けては、関係機関と連携しながら安全な道路横断のための啓発活動を行ってまいります。

今後の川西バイパスと米沢川西バイパスの全線開通では、犬川地区以外の地区においても、交通量の増加が見込まれることから、信号機設置の要望をいただいておりますので、歩行者の安全な道路横断が確保されるよう、引き続き関係機関に対し要望してまいります。

次に、冬期間の降雪による通学路除雪対応についてであります。積雪により道路や歩道の幅員が減少したり、路面が滑りやすく転倒しやすくなったりするほか、降雪や吹雪等により視界不良となるなど、児童・生徒の登下校時の安全確保に一層の配慮と注意が必要となります。このことから、降雪時には早朝除雪を行い、通勤通学に支障とならないように除雪を完了するようお願いしております。一部、地域ボランティアでの通学の見守りや除雪を行つ

ていただいている箇所もあり、大変感謝申し上げます。

また、日中に降雪や吹きだまりが発生した場合、パトロール等を実施するとともに、各小学校から情報提供をいただき、帰宅に間に合うように除雪をするなどの対応をしているところです。山形県管轄道路においても、通行の安全確保に向け、情報共有や県と町、地域との協力体制を強化しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、鈴木孝之議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、本町の農業に対する町長の所信をお聞きしまして、私の考えとほぼ一緒だなというふうに思ったところでありますので、その点については一安心かなというふうに思っております。町長替わられまして、前原田町長から茂木町長に替わった中で、農業者の方々が、町長は本町の農業をどういうふうに考えているんだという声をいただきまして、ぜひ何らかの機会で町長の声を皆さんに聞いてもらいたいなという思いで、所信の表明ということでお聞きさせていただきました。

次に、町長の所信の回答の中にもありましたけれども、稼げる農業ということで以前から志を持って話をされておりましたけれども、現在、農業者の時給が10円だという報道があるかと思います。県の最低賃金が1,000円になろうとしているときに10円では、農業をやってもうかるのか、なりわいとして成り立つかという、そういった素朴な疑問を多くの方が抱かれると思いますし、実際補助金や、自分で生活できるわけではないわけではありますけれども、こういった報道が出る自体、やはり農業の担い手の確保という観点からも、底上げに向けて、所信に書いていらっしゃるように、こういった点を改善しながら稼げる農業を目指す必要があるというように思っておりますので、農業所得の向上に向けた取組が今後の農業政策の柱の一つになると捉えられておりますから、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

それから、川西町農業振興マスタープランの基本方針の進捗状況についてお尋ねしたいと思いますが、町長答弁の中では、昨年度の評価結果が全53施策中43施策、約8割が計画どおり進捗しているとの評価であるということですが、評価されている方々は誰の評価なのか、公表等はあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長 大友農林課長。

○農林課長 私からお答えいたします。

評価者につきましては、それぞれの各事務事業の担当者が行っております。評価の基準で

ございますが、それぞれの事業の実施状況について、結果的に数値化を図りながら評価をしているところでございます。なお、公表というところについては、考えておらない状況でございます。

以上でございます。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 やはりマスターPLAN、10年の計画でありますから、その中で農政が当然変わるということで、糸余曲折してきた中での評価であるというふうに私も理解はしております。冒頭申し上げましたように、9年目、終盤に近付いてきているという中でありますが、この計画どおりに成功されることを願いつつ、農政の変化に柔軟に対応していくような、そういう町の政策もお願いを申し上げたいと思います。

本町の課題の中で町長も捉えられておりますが、やはり担い手の確保が大きな問題なんだなというふうに改めて思うところであります。実際多様な担い手の育成・確保という（1）の基本方針の中にもありますけれども、定年延長等、社会構造の変化に伴い、就労人口が確保できるのかなと思いつつも、少子高齢化が進む中、担い手の確保は厳しいという状況下にあります。本町4,400町歩の農地を最大限に活用し、持続可能な農業を継続する上で、人口減少に伴い、農業者人口も減少傾向にあるわけですから、担い手の確保をどのように進めるかという問題は大きな課題だということで、町長と同じ共有をしているなというふうに思います。

今後も、離農に伴う農地の管理は、農業法人、大規模農家に集約される傾向にありますが、今後、将来を見据えた対応については、一経営体でも限界が来ることも予想されると思います。例えば、水管管理や草刈り等の簡易な作業については、農地をお願いされている離農された方などの人材確保、それぞれの農業者任せでよいのか。シルバー人材センター等、まだまだ働く農業者の確保は必要でないかというふうに思っていますけれども、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長 茂木町長。

○町長 ありがとうございます。確かに議員ご指摘のとおり、今後、一経営体では成り立たないような状況となっていくかと思います。その際に、では、全てが全て若い人たちが担えるのかというと、そもそもいかないというぐらい担い手が不足しているという状況でございますので、まずは担い手不足を解決するには、農業が稼げる農業になっていかないと、就農していこうと思えるような若い人たちが増えてこないと思いますので、まずは稼ぐというところ

を、農業の収益を上げていくというところに注力していきたいと思っております。

その中で、若手だけでは担い切れない部分というのは、議員ご指摘のように、離農された方であったりシルバー人材の方々であったり、まだまだ元気に働くよという皆さんのお力を借りながら、川西の4,300ヘクタールの農地を守っていかなければならないと感じて捉えていますので、ぜひ総動員で、総力で川西町の農業をしっかりと支えていきたいなと考えているところであります。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 ありがとうございました。本当に人材確保という点については、今後も大きな課題だろうというように思っております。

また、関連する問題として、日本農業新聞6月5日号に1面記事で掲載されておりましたが、「農地の6割の耕作者不在のおそれ」というショッキングな記事が出ておりました。農水省の発表ですが、4日、地域計画について詳しく分析したところ、全国の農地の最大6割で10年後の耕作者が確保できていないおそれがあると発表されました。10年後の耕作者未定の農地が4割近くあったほか、耕作者を確保できたとする農地でも、その耕作者が高齢などで実際に将来を担うのは難しいケースが多くあったというふうにあります。食料安全保障を支える農地を守っていけるのか、より深刻な実態が浮かび上がったと結ばれております。実際、全国紙に載っておりますので、今、町長が答弁いただいたように、担い手がいなくなつて農地を管理する人が本当にいなくなるんじゃないかという予想が出ていると。この実態を踏まえますと、本町は農業委員会を中心に、しっかりと組織体で運営されていると思いますので、本町には問題ないなということを大友課長から答弁いただければと思います。

○議長 大友課長。

○農林課長 今、議員ご指摘のとおり農地の関係でございますが、昨年、農業委員会事務局中心となりまして地域計画を策定いたしました。町内15地区ございまして、そこで全ての地区で計画を策定したところでございます。今年から事業計画の実施に当たつておるところでございますが、毎年度見直しをかけながらその作業を進めておるところでございますので、こういった作業を通じながら、その点については取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 ありがとうございました。川西は農業の町でありますから、後継者の確保も含めて農地を守っていくという点についても併せてお願い申し上げるところであります。

次に、マスターplanの新しい令和9年度からの計画についてであります、町長もしつかり基幹産業の中での米の位置づけを第一に挙げていただいております。現在、2,400町歩ほどの川西町の米の作付があり、実際、多く国が作れといつても、なかなか種子の問題であったり、圃場の確保であったりということで、今まで水を張っていない田んぼにいきなり水を張って米を作れといつても、漏水の問題であったり、水張り問題がなくなったというか、廃止されたのは、非常に私が訴えてきた中でも、国が採択になってよかったですというふうに思うとともに、農家の方の声としても、水張りがなくなったということは喜ばしい限りだと思います。

半面、米の価格高騰によっての米の作付が今後どうなるかという不安が町長の答弁にもありますけれども、次期マスターplanの策定に当たっても、農家の所得補償というのも常に念頭に置いていただきながら、また、米問題だけを取り上げれば、生消納得の米価ということで、これも農業新聞で本日付であります、国の中泉農相に望む政策ということで出ているようありますから、こういったことも参考にしていただきながら、新たな次期マスターplanの作成に当たっていただければと思います。

また、米だけでなく、川西町にはアスパラガス、枝豆、ダリアということで、置賜で一番作付が多い園芸作物がありますので、こういったものも収益性の高い作物ではありますが、手のかかるという部分での園芸振興に、町の支援も当然園芸振興協議会をはじめ、施策をしていただいていると思いますけれども、マスターplanの作成に当たってと併せて、農業振興の考えを分かれる範囲でお答えいただければと思います。

○議長 茂木町長。

○町長 議員からご指摘いただきましたように、園芸作物として、川西町重点作物に枝豆、アスパラガス、ダリアということで、生産拡大に向けて取り組んでいるところであります。特に枝豆につきましては、農協さんと一緒に大塚地区において施設を整備して、選定の大きな機械を入れることで、枝豆を皆さん安心して作っていただき、出荷できるような体制を構築しておりますので、引き続き今後取り組んでいきたい。アスパラについても、高収益作物ということで、引き続き取り組んでいただきたいと考えているところであります。

ただ、ダリアにつきましては、都会の花卉市場の皆さんからご意見伺ったところ、かなり需要が多いところであります。もっとどんどん生産して、どんどん出荷していただきたいという声をたくさん頂戴しているところであります。ですが、機械では生産できないということで、手での作業というのがかなり生産者の皆さんとしての負担が大きいこともあります。

ますので、なかなかそう簡単に増やすことというのは難しい作物であるというのは重々承知しているところではあるんですけども、それだけの市場からの声があるほど需要がありますので、そこに対して供給できるような体制というのを今後考えていかなければならないなと感じているところであります。今、県や国と協調して、こうした園芸作物に取り組んでいけるところであるんですけども、町単独としても、こういったものをどういった支援があれば農家の皆さんのが生産に力を入れることができるのかというのを今後検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 今、町長からダリアについて触れていただきましたが、本町、やっぱりダリアの町だという、そういう看板がある中で、観光プラス販路拡大ということでも、市場が作ってくれと言うものが作れないというのも、なかなか残念だなというふうに思いますし、ピンチをチャンスに変えるという言葉もあると思いますが、どういったらダリアが増やせるか、前課長の内容新悟課長が心血注いでダリアを育ててきたというふうに私も思っておりますけれども、ダリアを町民が作りやすい、さらには売れるような花を作るという、そういった何かプロジェクトというか、置賜農業高校も冬季のダリアということで、油が高い中でも咲かせるすばらしい技術がありますから、そういったことも考えながら取り組んでいただければありがたいと思います。

次の質問に入らせていただきますが、基盤整備事業、私、これで3回目の質問だと思います。当然財源がない中で、単なる工事だけが目的でないという話も何回もお聞きしているところであります。国の政策でも、基盤整備事業進めているという点がありますし、県も予算をつけているという中で、川西町財政状況についても理解しているつもりであります。

じゃ、金がないからできないのかという部分、一步踏み込んでいきたいと思いますが、予算の確保についても、町の10%負担、何とか軽減できる策がないかなというふうに、私の知識経験では足りないものですから、霞が町に行くぞと町長が言えば一緒に行って、町長のかばんを持ちをしますので、何とか予算がもらえるような手だて、金がないからできないでは、時間が10年もかかる中で、まだ8年度の請求ができていない地区もあるわけですから、私たちが亡くなつてから予算化になるんじやなくて、今やろうとしている若手のためにも、基盤整備というものは低コスト化にもなりますし、作業効率の時間の短縮等々、お金がかかる中であります、ぜひ取組についての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長 茂木町長。

○町長 非常にありがとうございます。農業者の所得向上を目指していく上で、基盤整備事業というのは一番キーになるというか、貴重なものであると思っております。議員からありましたように、生産拡大をしていく、高収益化をしていく、あるいは生産のコストを下げていく、そうしていくためには、基盤整備事業というのが農家の皆さんにとって一番願っているところであると捉えておりますので、ただ、一方で、今5つの事業を同時に進めているというところで、その財政状況も考えながら進めていきたいと思っておりますが、こうした農業者の皆さんの中の声が一番強いのが、この基盤整備事業であるということも非常に重々承知しておりますので、今後前向きに取り組んでいきたいと考えているところであります。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 基盤整備については、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

次に、国道287号線の質問に移らせていただきたいと思いますが、川西バイパスの開通に伴う事故ということで、町長の答弁にもありますけれども、交通ルールを守るというのは基本でありますし当然でありますけれども、止まれと分かっていても止まらなかつたという人が実際に事故を起こしていると。これ、犬川駐在の報告でありますけれども、職質というか、事故を起こした方に、なぜ止まらなかつたのやと聞いたところ、止まれと分かっていたけれども止まらなかつたと。そういう事故が、やはり昔の感覚で、昔は赤湯バイパスが優先道路だったという、その頭が抜けない方もいらっしゃるとか、バイパスがゆえの信号機がないためにと言うと語弊がありますが、そういう事故が後を絶たないということですので、これについても今後も啓発・啓蒙活動が必要だというふうには分かっておりますが、地域住民としては何とかしろと、こういうことありますので、繰り返しになりますが、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長 茂木町長。

○町長 議員からご指摘いただいておりますように、交通安全、地域の安心安全を守っていくには、こうした道路というのは、道路環境が変わったことによって事故が多発しているというのは、非常に不安な要素を与えているなど感じているところであります。

ただ、議員からのご質問の中にもありましたように、バイパスという機能の特性を考えますと、信号機をたくさん設置してはバイパスの機能が発揮されないこともありますので、では、信号がない中でどういうふうに取組をしていくかということありますと、町と警察署と、あるいは地域の皆さんと一緒に協力して、安全なまちをつくっていくというのが一番なのかなと思っております。大変なことかなと思いますけれども、一緒に子供たち、あ

るいは歩行者の安全のために、そうした地域の安全のために取組と一緒にさせていただければと思いますので、引き続き交通安全には地域一丸となって取り組んでいただけるようお願いを申したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 ありがとうございました。やはり常日頃の交通安全の意識なりルールを守るという基本的なことをやるしかないのかなというふうに思いますが、地域の方にもそういったことでのお願ひをしていきたいと思います。

また、横断歩道なり除雪対策については関連がありますが、これについても、地元の方の協力で学校長が自ら除雪をされたり、地元の方が、小学生かわいそうだということで、横断歩道なり、通学路の除雪も協力いただいているという事実があります。本来業務でない作業をやっていただいているということについて、本当に敬意を表するとともに、感謝の言葉しかないわけですが、町長の答弁書にもありますように、県の管轄だと言いながら、町からもこういった実情があるということは、今後、犬川だけの問題じゃなくて、小松、中郡、そこを通るだろうという生徒のためにも、同じ問題が予想されますから強く要望をお願いしたいと思います。町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長 茂木町長。

○町長 議員ご指摘のとおりでありますて、やはり自助・共助・公助というんですか、まずは自分で守りながら、そして共に支えていくということが必要であると思います。そこでできない部分というのを、公助ということで町や県や国で支えていくというのが必要かと思います。県の管轄の道路に関しましても、しっかりと町のほうから要望させていただけるように今後してまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 ありがとうございました。

それでは、最後の質問をさせていただきたいと思います。

先輩議員からも教えていただいたんですが、政治というのは、決して高いところにあるのではなくて、生活する地域住民の方々の悩みや問題を解決して、安心して住みよいまちをつくることであり、茂木町長が目指す川西町は、置賜地区で一番住みよいまちにする、その目的達成に向けて、多くの課題、問題はありますが、できるところから一つずつ解決しながら取り組んでまいりたいと、私常々考えております。茂木町長の考え、お答えをお聞きして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 茂木町長。

○町長 私が理想とするというか、まちづくりというのは、しっかりと町民の皆さんと一緒につくっていく、こうしたまちであります。町民の皆さんとの声にしっかりと寄り添って、一つ一つ課題を解決しながら、その課題を一つ一つ解決することで、町民の皆さんとの生活満足度を高めていくということが必要であると考えております。ということですので、しっかりと今後も様々な協議の場、意見交換の場というのを大事にしてまいりたいと考えているところであります。

今回、総合計画の策定について各地区を回らせていただいて、様々な皆さんのご意見を頂戴しながらという機会をつくらせていただきました。その中でも、こうした機会というのを今までつくれていなかつたというか、もっと町長自ら出てきて、直接町民の皆さんとの声を聞く機会というのをつくってねという言葉もたくさん頂戴いたしましたので、ぜひこうした機会をこれからもつくって、皆さんの声をしっかりと反映したまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 鈴木孝之君。

○2番 大変ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 鈴木孝之君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時10分といたします。

(午後 1時53分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時10分)

○議長 第4順位の高橋輝行君は質問席にお着きください。

高橋輝行君。

(10番 高橋輝行君 登壇)

○10番 4項目ほど通告させていただいておりますけれども、茂木さんが町長になられましてから、指折り改めて数えてみると、1年1か月ぐらいたったんですか。その間、いろいろ町政について取り組んでいただいているわけあります。前町長の原田俊二さん、功罪と

いう言葉がありますけれども、いい面と悪い面というふうに、言うなれば罪の部分だけを改めて何回かこの席上でも申し上げましたけれども、5期20年を振り返ってみると、これも何回もご紹介申し上げておりますが、原田町長は、一般会計の決算の推移の中で数字を見ますと、20年間で43億の増加した一般会計の予算を組んでおるわけであります。あわせて、借金も20年間で38億増加している。このような中でご退職されたわけですけれども、それを引き継いで、この数字については、はっきり分かるように、事務方にはさきの議会で申し上げておるわけで、9月の議会にその内容をご提出いただくことを約束いただいているわけで、どうかひとつ分かりやすい経過、バトンタッチしたときの財政の状況について、改めてこの席をお借りしてお願いするところであります。

さて、質問の内容でありますけれども、まず最初に、町議時代、茂木さんが議員時代の姿勢についてということで、ちょっと耳触りの悪い内容かどうかでありますけれども、これ、私としては、茂木さんが町長になられて初めての質問でございますので、町議時代といえども、基本的な考え方をお尋ね申し上げたいということであります。

1つは、令和5年8月7日の臨時会でしたけれども、これは損害賠償金の支払いの関係でございます。詳細は申し上げませんが、この臨時会に私と共に、この提案内容については承服できないということで一緒に名前を書いた経過があるわけですが、欠席されて、非常に大事なこれは臨時議会だというふうに理解しておるわけですが、この内容について改めてお尋ね申し上げたいという内容です。2つ目は、請願書でありますけれども、通称前山商事さんのところの国道13号線付近の矢印の信号でありますけれども、これは請願書ということで出した経過があるわけですが、改めて会議録を見ますと、これに議員時代反対したのは茂木さんだけなんですね。さらに、ランドセルの公費支給について、これも請願書ということで提出した内容について、子育て支援の基本的な一つの項目になろうかと思いますが、これについても茂木さんは議員時代に反対という内容でございました。さらに、令和5年12月の定例会だったと思うんですが、打ち上げの懇談会に私があいさつしたんではありますけれども途中で退席という、議員時代を振り返りますと、非常に理解し難い内容があったので、これは最低、私もあと2年の議員の任期があるわけでありましてお付き合いさせていただくに、このことはやっぱりちゃんとただして本人からその詳細を、町長になったわけでありますからお尋ねしておきたいということが1番目の通告の内容であります。

2番目は、過日の全員協議会でもありましたけれども、特別参与というこの内容でありますけれども、この職を置く目的について改めてお尋ね申し上げたい。さらに、この職を置く

までの経過について、これもお尋ね申し上げたい。またさらに、この職の主な職務というものは何なのか、さらにまた、人選でありますけれども、この経過についてお尋ね申し上げたい。特別参与の件であります。

3つ目は、少子化対策でありますけれども、保育料の全額無償化を私は今回の町議選の大きな選挙公約にしているわけでありますけれども、この内容は、これも何回もご紹介申し上げておりますが、過疎債というものを利用しまして、白鷹町では保護者負担ゼロということで、いわゆるソフト過疎というようなことで実施しておるわけで、白鷹をまねろということではありませんけれども、本町にあっても取り組んではどうかということは、原田さん時代にも何回もご紹介申し上げているわけですが、子育てについて力点を置いております茂木さんにあっても、改めてその考え方をお尋ね申し上げたいということであります。

4つ目は、第2世代交付金でありますけれども、その後の状況についてどのような状況になっておるのか、この交付金事業についてお尋ね申し上げたい。その中で、過日お答えいただいておりますとおり、鈴木憲和代議士の仲人によりまして、西川の町長、さらには大石田の町長ということでのお付き合いの紹介、先ほども一部ありましたけれども、改めて私からも第2世代交付金の内容について、基本的な考え方をお尋ね申し上げたいというふうに思います。

以上4点でありますけれども、基本的な姿勢についてお尋ね申し上げ、私の質問の内容の説明にさせていただきたいと思います。

○議長 町長茂木 晶君。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 高橋輝行議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町議時の姿勢について、損害賠償金についてでありますと、当該事案については、令和5年8月7日、令和5年第4回川西町議会臨時会において、議第59号 損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額を定めることについてが提案され、当該臨時会に私が欠席したことについて理由を求められておられますと、私は、令和5年8月5日から同年8月14までの間不在となることから、同年7月13日付で議長宛てに長期不在届を提出いたしました。その後、同臨時会の招集が同年7月31日付であったため、同年8月2日付で議長宛てに欠席届を提出したところです。理由については、私事都合であります。

次に、前山商事（国道13号）付近の矢印信号についてでありますと、当該事案については、請願第5号 一般国道13号交差点（前山ガソリンスタンド前十字路高畠町大字福沢地内）信

号の矢印灯器の設置に係る請願が、令和5年第4回川西町議会定例会において審議され、私は反対の意思を表明したところです。

次に、ランドセルの無料配布についてであります、当該事案については、請願第6号 ランドセルの公費支給についての請願が、令和5年第4回川西町議会定例会において審議され、私は反対の意思を表明したところです。

次に、定例会打ち上げ時の態度についてであります、当該事案については、令和5年第4回川西町議会定例会が令和5年12月15日に閉会し、その後、議会運営委員会が主催した打ち上げ時において私が退席したことについて質問されておられます。経緯を申し上げますと、開会時、当時の高橋議会運営委員会副委員長が開会のあいさつを述べられ、その際、私をはじめ、1年目の議員に対してご指導、ご指摘がありました。そのとき、1年目の議員でその場にいたのは私一人でしたが、ご指導、ご指摘の内容に鑑みると、私はそのまま会場に残ることはできないと判断し退席したものです。私のあいさつ時に町職員が退席したらどうするとの件については、当然体調不良、業務の都合上途中退席しなければならないということもあり得ますので、その際はやむを得ないと考えます。

以上、町議時の姿勢について、ご質問の4点についてお答えしましたが、私は、町議会議員時代は町議会議員として、本町における議会運営の最高規範である川西町議会基本条例、町民の代表として議員活動を行う際の政治倫理基準を定めた川西町議会議員政治倫理条例、議員は、町民から町政に関する機能を信託された代表であることを自覚し、良心と責任を持って政治活動を行い、いやしくも町民の信頼にもとることがないよう努めなければならないと定めた川西町議会政治倫理に関する決議を尊重し、行動してきたと思っております。

次に、特別参与について、この役職を配置する目的についてであります、本町が抱える様々な課題に対応するに当たり、町政に関する高度な政策的事項または専門的事項の推進を図るため、専門的知識を有した方を特別参与とすべく設置いたしました。

次に、この役職を配置するまでの経過についてであります、私は、令和6年7月29日の町長就任後、本町の財政状況、施策の内容等について精査し、農業関係、若手担い手づくり、観光、交流関係、地域づくり等について重点的に取り組まなければならないと考えました。私は、これらの事案に対応するためには、外部、民間の視点が必要であると考え、それらの課題に対して、私をはじめ三役にアドバイスをいただく特別参与を配置すべきと判断し、昨年12月末に内部で検討を始めたところです。また、様々な方々との意見交換において、ご自分の知識を川西町のために活用いただきたい、無償でいいから協力するとの申出等もあり、

3名の方を令和7年4月1日付で特別参与として委嘱したところです。

次に、この役職の主な職務は何かでありますか、特別参与は、町長の命を受け、特に重要な施策に関する事項の調査及び特に困難な専門的事項に関する助言等を行うものであります。

次に、人選の経過についてでありますか、配置までの経過でも申し上げましたが、様々な方々との意見交換において、多様な課題に対してその方の考え方をお聞きし、本町にとって有益なアドバイスをいただけるものと考え、私が判断し、人選いたしました。

次に、少子化対策について、保育料全額無償化を提案（白鷹町参考）しているが、考えをお伺いしたいについてでありますか、本町では、令和元年10月の子ども・子育て支援法の改正により、3歳から5歳の子供の保育料は全員無償、あわせて、満3歳未満の子供は住民税非課税世帯の保育料を無償としたほか、第3子以降は全額無償化、第2子は保育料半額にしております。それに加え、令和3年9月には、山形県が独自の施策で満3歳未満の第3階層及び第4階層の保育料を県が2分の1を負担し、町も独自で令和4年度から同階層に2分の1を負担し、全額無償化を図っております。さらに、令和5年4月からは、本町独自で第2子以降を所得制限なしで保育料の無償化を実施し、今年4月には、安心して山形で子供を産み育てることができるよう、保育料無償化に向けた段階的負担軽減を実施するため、第5階層の保育料を県と町で連携して4分の1ずつ負担し、保育料を半額にしたところです。今年4月現在で町内外の保育施設を利用している満3歳未満児は99名おりますが、そのうち全額無償は79名、半額負担は15名であります。

国においては、あらゆる取組や施策の中心に子供を置き、常に子供の最善の利益を第一に考える「子どもまんなか社会」の実現を掲げ、政府を挙げて子ども・子育て政策を強力に推進しており、昨年は子ども・子育て支援施策として、地域間格差が生じることのないよう児童手当の拡充が行われました。保育料無償化については、少子化対策の一環であり、教育・保育水準を維持していくために、国・県・市町村が連携し、国全体で取り組まなければならぬ最重要課題の一つであると考えております。

私の公約に掲げております子育て支援の充実策の一つが保育料完全無償化でありますので、持続可能で安定的な施策となるよう、恒久的な財源の確保を含め、前向きに検討してまいります。また、引き続き、県と連携・協調を図りながら、国に対して要望活動を展開していくと考えております。その上で、町としては、希望する誰もが安心して子供を産み、働きながら安心して子育てができる環境づくりときめ細かい子育て支援サービスの提供に努め、子供を社会全体で支えていくことが重要と考えております。

次に、第2世代交付金について、その後の状況についてであります。新しい地方経済・生活環境創生交付金については、4月1日付で採択されたところであり、過日ご説明させていただいたとおり、令和7年度から令和9年度の3か年で3つの事業を展開しております。

1つ目にぎわいづくり推進事業につきましては、にぎわいづくり協議会を設立し、令和8年度オープン予定の川西まちなかテラス、愛称「まちりあ」を核とした本町全体のにぎわい創出に向け事業を進めています。

2つ目のしごとづくり推進事業につきましては、製造業や商業者の事業支援、創業支援、企業誘致等に向け事業を進めているところであります。

3つ目の3町連携事業につきましては、西川・大石田・川西ワーケーション推進協議会を設立し、観光振興や関係人口の拡大に向け事業を進めているところであります。さきに説明させていただいたますが、当該交付金の活用で全国的に注目されている西川町のノウハウを共有しながら事業を計画したものであります。西川町、大石田町の各町長とは、全国若手町村会、県内若手市町村長との交流会等を通し、現状確認や意見交換等の交流を図りながら、住民からの負託を受けた住民福祉の向上を推進するものとして、互いに切磋琢磨し、高みを目指す関係を構築しているところであります。鈴木憲和議員には、第2世代交付金の活用に当たり、制度理解を深化させるためのアドバイス等をさせていただいております。第2世代交付金に限らず、今後とも有利な財源を活用するとともに、代議士や各首長と連携しながら、住みよいまちづくりに邁進してまいります。

以上、高橋輝行議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 高橋輝行君。

○10番 町議時代の姿勢についてお尋ね申し上げました。改めて、町の表玄関になります13号線からの入口の矢印の関係、さらには子育ての基本になりますランドセルの関係、反対したことだけは指摘したとおりでありますけれども、その理由について改めてお尋ね申し上げたいと思います。

○議長 茂木町長。

○町長 理由については様々あります。総合的に判断して反対を表明したところであります。

○議長 高橋輝行君。

○10番 私はいろいろ、今度は町長になられたわけなので、茂木さんね。これは反対したから反対ではなくて、理解できるような説明をされたほうがいいと思いますよ。さらに質問は申し上げませんけれども、そういうお答えでは、なかなかリーダーとしてはいかがなもの

ということを指摘申し上げ、2つ目の内容に移りたいと思います。

これは特別参与3人の人選を含めて私が判断したという内容でありますけれども、3人の中には米沢の市長選挙を目指されている方もいるのかな、ちょっとお尋ねしたい。間違ったらごめんなさいね。

○議長 茂木町長。

○町長 さきの米沢市長選に出馬された方がいらっしゃいます。

○議長 高橋輝行君。

○10番 なかなか合点がいかないというか、市長選を目指されている方を、いろいろな知識を持っていらっしゃることでしょう。国のお役人も経験されている方ですからね、経歴を見ますとね。この方を人選するに、その経過、改めてお尋ね申し上げたい。

○議長 茂木町長。

○町長 様々意見交換の中で人選させていただいたということであります。

○議長 高橋輝行君。

○10番 ちょっと事務方の副町長にお尋ねしたいんですけども、町長に与えられた権限というものでありますけれども、これは、町長は町長の権限あるわけですが、この解釈についてお尋ね申し上げたいんですけども。

○議長 島貫副町長。

○副町長 ただいまのご質問についてでございますが、地方公共団体の長について、地方自治法では、当該団体を総理し、当該団体の事務を管理執行するというふうなことが規定されておりまして、予算の調製・執行あるいは町税の賦課徴収等について列記をしております。そのほか、各条文に町長の執行する内容が記載されておりまして、広範囲にわたるものというふうに理解しております。

○議長 高橋輝行君。

○10番 今、副町長からあったとおり、町長の権限というのは、茂木さんね、あるわけでありますけれども、例えば、今進められている総合計画についても、これは国の指針では、議会の議決は要らないけれども、原田さんの当時に茂木さんね、総合計画は議会の議決をすべきだということで、条例で明確に、お互いに話をしながら議会側とした経過があるわけですよ。でありますから、先ほど来いろいろありましたけれども、俺が決めたんだからそのとおりだという解釈だけでは、非常に乱暴な説明なのでないかということに思うわけですが、そういう思いませんか。

○議長 茂木町長。

○町長 今回の第6次総合計画につきましては、今基本構想案をつくりまして、それをもって町民の皆さんのご意見を先月伺ったところであります。各地区を全て回りまして、町民の皆さんのご意見を伺いながら、この基本計画については策定を進めているところでありますし、また、議会の皆様におかれましても、全員協議会の中で説明させていただくなど、しっかりと皆さんのご意見を伺いながら策定を進めている状況でございます。

○議長 高橋輝行君。

○10番 3点目に移りますけれども、保育料の無償化についていろいろ申し上げましたけれども、答弁では前向きに考えていくという、これらについては一定のご理解をいただいたのかなというふうに思いますが、事務方にお尋ね申し上げますけれども、令和6年の子供の数でありますけれども、三十何人かというふうに記憶しているわけですが、仮にそれも含めて無償化にした場合にはどれくらいの金額になるのか、分科会で資料頂いたような記憶ありますけれども、事務方にお尋ね申し上げたい。

○議長 近健康子育て課長。

○健康子育て課長 お答えいたします。

6年度の試算の中では、880万円ほどと試算してございました、この4月に入りまして、4月現在での計算したところ、620万ほどになってございます。これは保護者の負担というようなことでなってございます。ただ、今後、4月以降、施設、保育所に入る子供さんもいらっしゃいますので、この額は少し増えるのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長 高橋輝行君。

○10番 町長ね、今あったような数字で、国・県と協議をしながら無償化に向けてやっていく、これはぜひやっていただきたい。我々もやらなければならぬ内容だと思います。ただ、金額からいいまして、今、事務方からあったような数字であれば、ちょっと努力すればソフト過疎の該当にもなるという白鷹の例があるわけなので、これはひとつ前向きに、ランドセルは、これはあれでしょう、議員時代にはそう思ったけれども、トップになったら考え方が変わらぬのかどうか、そこまで今日は聞きませんけれども、改めて職責というものを考えて、町民と子育て支援、これはあなたの3つの柱の基本中の基本でしょう。これは私との考え方には全然差がないと思うわけでありますけれども、これはこれだけご指摘申し上げておきたいと思います。

それから、第2世代交付金の関係ですけれども、これは一つ、全国の若手町村会という話もありましたけれども、これ、西川の町長の菅野さん同様、もう少し素直に、私が鈴木憲和を何も支持しているから言うわけでないけれども、こういう方にお世話になって仲人されて、その結果意気投合したのでぜひ一緒にやっていきたい、いいところのノウハウは学んでいきたいと、こういうふうに言われたほうが、非常に聞こえもいいし、合点もいくわけですけれども、どうでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 議員からご指摘のように、西川町の菅野町長と大石田町の庄司町長と、この3町連携を通して、観光の振興、関係人口の交流拡大と一緒に図っていこうと意気投合して、今回の3町連携事業の計画に当たらせていただきました。その際には、鈴木代議士にもご協力いただきながら、また、そこから総務省のほうにつなげていただき、要望などをさせていただいたり、様々な意見交換の場を設定していただいたのは、代議士のお力あったからと捉えております。今後も、このような総務省以外の交付金につきましてもたくさんございますので、国の交付金活用できるように、代議士にもご協力をいただきながら、補助金の獲得、資金の獲得に努めて、事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長 高橋輝行君。

○10番 るる裏話を何も申し上げるわけありませんけれども、私の先んじて聞いた話では、大石田の庄司さんの場合は、鈴木憲和代議士に町長選に出たいと言ったときに、おまえちょっと待っていろと。しかし、結果的に当選したと。非常にそういうふうになりますと、代議士の関係がぎくしゃくしているのかなというふうに考えるわけでありますけれども、そこはやっぱり町長になるぐらいの方でしょう。いいあんばいに距離感を持ちながら、吉村知事の支援をいただいた中で、県政とのいいあんばいな距離感を持ちながらお付き合いしている。茂木さんの場合は100%、憲和あって町長というようなことは、これは衆目の一致するところでありまして、そういう中で、それぞれ西川の菅野町長、そして大石田の庄司さん、川西の茂木さん、いろいろ立場あるいは立ち位置が違いますけれども、同じ衆議院の2区の中で、鈴木憲和代議士だけではありませんけれども、その距離感というものは間違わないでひとつ進めていただきたいものだというふうに申し上げて、前段かなり茂木さんも高い位置からのご答弁なので、それ以上申し上げると、余計なことを申し上げてもお付き合いしづらくなつてもなりませんので、基本的なことをお聞きしたので、次回にまた機会があればお尋ね申し上げたい。

時間、大分残っておりますけれども、これで私の質問を終わりたいと思います。

以上であります。

○議長 高橋輝行君の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 2時48分)